

平成17年第4回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成17年12月16日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

6 番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） おはようございます。議席ナンバー 6 松野藤四郎でございます。

本日は、3 点について一般質問をいたします。

一つ目、石綿被害に対する市民の健康と、二つ目が穂積庁舎周辺の駐車場管理について、最後に柿生産販売の振興策の取り組みについて、この 3 点に質問をいたします。

最初に、穂積庁舎周辺の駐車場管理についてから質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初の瑞穂市穂積庁舎周辺の駐車場管理について質問いたします。

現在は、車社会であると。また、公共交通を利用するのではなく、利便性にすぐれている自家用車の利用が大変多くなっております。したがって、各家庭には二、三台の車というのは持っておられるということでございますが、利用方法についてもさまざまでございます。例えて言いますと、私は勤労者でございますので通勤に使っていると。また、家庭においては買い物やレジャーにと、多種多様な方法で利用されておりますが、ここで質問をいたしたいと思いません。

まず最初に、この穂積庁舎に御用のある方といいですか、一般の市民の方ですね。大体 1 日平均何名ぐらいいらっしゃるかということを知りたいと思っておりますが、よろしく願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますが、庁舎を利用される市民の皆さん、またほかのお客様の関係でございますけれども、私どもの市民窓口、そして税務課の方か、福祉関係、いろんなその他多くのお客様がお見えになるわけでございますけれども、正確な数値はちょっとわかりませんが、おおむね 400人から 450人プラス総合センターのお客様がいらっしゃるというふうに考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 月曜日から金曜日という平日で大体 400から 450、プラス総合センターへ来られる方という御答弁でございます。したがって、ほとんどの方といたしますか、御用の方は自家用車ですね、車の利用が多いと思いますが、そこで、穂積庁舎の敷地内の駐車場、並びに周辺の駐車場、第 1 から第 2、第 3 とあるわけですが、この収容可能台数といたしますか、白線が引いてあるところの台数ですね。それはおのおのどのくらいあるんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この庁舎周辺の、今御指摘のございました駐車場の枠といたしますか、ラインの引いてあるところでございますけれども、おおむね 400台でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 大体 400台ということですが、私の調べた資料によりますと、この穂積庁舎の敷地内が54台、それから第 1 駐車場が33台、第 2 駐車場が 190台、第 3 駐車場は82台、これで合計 359台なんですけど、今言われました 400台近くといたしますと、あと総合センターの東に36台ありますから、それを含めると 395台ということで、部長さんの答弁と同じだというふうに思っていますが、これだけの収容可能台数があるということでもあります。けれども、絶えず庁舎の敷地内には満車の状態が続くという状況が日々あるというふうに思っております。

まず、この瑞穂市の庁舎の職員の通勤の形態といたしますか、自家用車で来てみえるのか、公共交通を使ってみえるのか、あるいは自転車等で見えるのか、こちら辺の数字がわかればお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 自家用車をもって通勤しておりますのが 109名の職員と、そして公共交通機関を利用しております職員が3名でございます。あとはその他でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） この穂積庁舎へ来ていただける職員の数の大体ほとんどの方が自家用車で来るという格好になるわけではありますが、仮に自家用車で見える職員の駐車場ですね。あそこの本庁舎の敷地内には置いていないと思うんですが、職員の方はどこの駐車場に車を置いているかということを確認したいんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 職員は、第 2 駐車場を指定しております。そして総合センターの中におります保健師ほかでございますけれども、総合センターの東側の駐車場ということで指定

しております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 職員は第 2 駐車場に置いておるといこと、並びに総合センターに見える保健師さんたちについては総合センターの東の駐車場に置いておるといこと、わかりました。

自家用車で通勤されている方は、この周辺の一般の契約駐車といひますか、有料でとめているとい方は多分見えなと思ひますが、ありますか、ないですか。一般駐車場に置いている方といひのはないですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 聞いておりません。いなといひこととてござひます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 一般の有料駐車場との契約はないといひこととてござひますが、この市の職員が利用する駐車場は第 2 駐車場といひこととてござひますが、商工会、あるいは施設管理公社、それから社会福祉協議会、こついった皆さんもどこかの駐車場に置かれていと思ひんのですが、この 400 台近くの収容可能台数のところに置いていのか、確認したいんのですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 第 2 駐車場、そして総合センターの東側の駐車場を利用してあります。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 平日、一般の市民等が庁舎を利用される方は 400 から 450 名といひこととて、ほとんどの方は自家用車で来られるといひふうに認識してあります。けれども、この穂積庁舎敷地内の駐車場が絶えず満車の状態であるといひこととて見受けられるんのですが、なぜこの駐車場については満車の状態が続くかといひこととてござひますが、市民の皆さんは利便性を考へて、この近くに置いておるために満車の状態が続くと思ひんのですが、そこら辺の状況についてはどのように把握をされているかといひ質問ですけれども。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま御指摘の件とてござひますけれども、平常時においては、第 2 駐車場、第 3 駐車場においてほとんど満車になるといひことはござひません。大きな大会とかイベントとか、多くのお客様が一度に集まれる場合を除いては、ほとんど第 2 駐車場、第 3 駐車場が満車になることはないわけでありましてけれども、どうしても庁舎へ見えるお客様が

やっぱり近いところがいいということで、玄関前付近に集中するというところだろうというふうに思います。もう少し考えて、北の方の第2駐車場とか第3駐車場を御利用いただくと、もっと玄関前の混雑するところが混雑しなくなるというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 限られた駐車台数にもかかわらず、当瑞穂市の人口、5万人と言っておりますが、当然車両の数も追隨して多くなるというふうに思っています。市民等がスムーズに利用できる駐車スペースをつくって、市民サービスを行うのが当然であります。その対策について伺いますが、その前に、この駐車場の管理について、駅前周辺ですと駐輪場条例、あるいは駐車場条例等があって、管理の委託を施設管理公社で行っておられるわけですが、当市役所周辺の駐車場の管理と伺いますか、これはどこでされているのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私の方の総務課で担当をいたしております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今までの質問の内容等については、現状の把握ということでさせていただきましたが、これから対策等についてのお話を承りたいと思っております。

それなりの対策というものは多分お考えだというふうに思っておりますが、私が思っているのは、市民が最も利用する本庁舎敷地内の駐車場の管理についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

現状を見ますと、現在出入口というのは、東に2カ所、西に1カ所ということで3カ所ございますが、これを東側の2カ所にさせていただいて、そこに管理人を配置し、よその市町村、あるいは合同庁舎等もやっておりますが、入場するときに駐車カードと伺いますか、そういうものを渡していただいて、要件のある担当課でサインをいただき、そして帰るときにカードを返却するというような方法も、ある程度不法駐車をなくす一つの考えだというふうに思っておりますが、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この庁舎周辺の駐車場につきましては、先ほどから御指摘でございますように、5カ所の駐車場がございます。玄関前、そして第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、そして総合センターの東側ということで5カ所がありますので、役場の玄関前、庁舎の前付近だけゲート等を置いたり管理人を置いたり、そして駐車カードでという特定の場所だけやるということは、今のところちょっと考えておりません。今までどおりオープンということで、

現在のところは考えておるといふことでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 総務部長さんのお答えですと、管理人等を置かなくて、今までどおりのオープン方式でという御返答でございますが、私は平日 8 時から夜 6 時ごろまで、管理人を置いて、それ以外の時間帯についてはチェーン等で施錠すると。例えばこの第 2、第 3 駐車場等については看板も立っておりますし、夜になると施錠しますというふうに書いてあるんですが、この本庁舎の駐車場についてはそうやっていただくといいかなと思うんですが、なぜできないかということをお伺いしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今申し上げましたように、5 ヲ所の駐車場すべてゲートを設置して、駐車カードを設けるといふことになりますと、お金のことを言うとよくないんですけども、経費もかかるということと、そしてまた何か災害が起きたり、一朝有事のときは、消防団の団員とか、そして対策本部の本部員だとか、緊急に置く場合に非常に支障を来すのではないかという一つの考えもございまして、なぜかといふことでございますけれども、いろいろ経費の面とか災害時のこととか、いろいろなこと、今のところはそういった対策を考えていないといふことでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 市民の皆さんからよく聞くわけですけども、何で本庁舎の敷地の駐車場は満車なのか。本当に白線以外に、ちょうど前に庭木があつてきれいになっておるんですが、あそこら辺にも車が置いてありますね。本当に庁舎の玄関口にそういった車がどんと置いてあるといふことは、部長、何とも思ひませんか。市外から来られた方も、どういった駐車場の管理をしているのかといふふうにおぼれがちです。そこら辺についての認識はいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたように、大きな大会とかイベントとかいふことを除いて、平常時はほとんど第 2 駐車場、第 3 駐車場は空きがある状態でございます。空きがあつても、玄関前の築山付近に駐車場がしてあるというのが現状でございます。各ドライバーのモラルに期待するといふことでございますけれども、北の方の第 2 駐車場、第 3 駐車場を御利用くださいといふような、これからもしそういったことがあつた場合は、私ども職員の方からそういった指導も行ってまいりたいといふふうにおぼえます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） わかりました。駐車場に関する件は最後になりますが、現在、障害者用といいますか、その方たちの駐車場が5台ありますね。南と北の真ん中に3台と、それから南の方に2台ということでございますけれども、こっちが3台、向こうが2台という振り分けされた理由というのは何かあるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 振り向けた理由ですけれども、総合センターの方を利用される方、そして本庁舎の方を利用される方。本庁舎を利用される方につきましては、北の建物のエレベーターに近いという意味も含めて、そういった配分がしてあるということでございます。よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 多分、私もそういうふうに認識をしました。けれども、駐車場が5台というのは、私は少ないんじゃないかというふうに思うわけです。この障害者のところに健常者の車をとめてあるということも、時々見受けられるわけですが、そういった障害者のところに車を置いてある、これの移動等についての指導は総務課等で今までやってこられているのか、今後そういったことをされるのか、お聞きしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これまで、障害者の方の駐車場が平常時満車になった、いつもとまっておるとところは見受けられない、いつもあいておるという現状でございます。もし健常者の方がその駐車場を利用されているところを確認した場合は、早速注意をして移動をお願いするというところでございます。そういったことで、指導してまいります。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） そちら辺はよろしくお願ひしたいと思うんですが、この南庁舎の東側の軒下と言っていいのかよくわかりませんが、公用車が置いてあるところがありますね。8台ぐらい置けるスペースがあるんですが、そこを私は障害者用の駐車場にできないかなというふうに思うわけですが、そちら辺のお考えはありませんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 現在のところ、その計画は持っておりません。現在のところ、そういう予定はしていないということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 計画がないということですけど、公用車を例えば第1駐車場の方へ置いていただいて、軒下にぜひとも障害者用の駐車場にさせていただきたいということを強く要望いたします。

この駐車場の関係については以上ですが、続きまして2番目の石綿被害に対する市民の健康不安について質問したいというふうに思っております。

アスベストの問題に対する健康被害というものについては、国際的な話があるわけですけど、ILO（国際労働機関）、あるいはWHO（世界保健機構）、こういったものが昭和47年に石綿暴露、あるいは肺がん、中皮腫発生というものを指摘して今日まで来ておるわけです。したがって、その先進国のイギリス等については、行政指導によって業界の取り組みを促し、禁止措置の検討を早期に開始し、被害を最小限にとどめているのでありますが、残念なことにこの日本では、まずその石綿関係の使用実態をなくすことを優先し、ほとんど使用実態がなくなったことを確認した後に全面禁止をしてきたという経緯があります。国民の健康被害防止が大切か、石綿を取り扱う業界が大切かの判断がイギリスとは根本的に違っているということがはっきりわかるというふうに前段で申し上げます。

そこで、ことしの10月13日、ある自治会さんが昭和35年5月から平成2年の10月まで居住された方を対象に、愛知県の労災病院の多分バスだというふうに思っておりますが、レントゲン検診をしていただきました。申し込みの142名のうち97名の方が受検されたという結果になっておりますが、私は96名とと思っていましたが、1名の差があるわけですが、その検診の結果の内容についてお答え願いたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんのアスベストの関係について答弁をさせていただきます。

10月13日のレントゲンの検診の結果ということでございますが、事業所の方から17年の11月18日に報告をいただいております。当日の石綿肺の健康診断の希望者は142名、10月13日の石綿肺の健康診断受診者は97名、検診結果につきましては、97名の方につきましては、医師の判定によりまして全員異常なしと。それから、未受診者の方ですが、45名受診されなかったわけですが、その45名のうち、来年の4月に28名の方が希望されております。また、既に平成2年の10月以前に瑞穂市から転出されました方につきましては、県外の労災病院で受けたいという方が5名と、それから受けるか受けないかというようなことの返答がない方が12名あるという報告をいただいております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今回97名の方が受検をされ、異常がないということでございますけど、



部長さんにお尋ねしたいんですが、石綿の非常に強い青とか茶石綿ですね。そういったものを昭和61年近くまで使用されておったわけですが、97名の内訳と申しますか、石綿の毒性の非常に強い61年までの人は何人受けられたかということがわかればお願いしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 企業におかれては、石綿肺、一番毒素の強いのは青石綿ですが、企業においてはこの青石綿は一切使っておりません。茶石綿と白石綿、茶石綿はアモサイト、白石綿についてはクリソタイルということですが、茶石綿と白石綿を使用しておったということで、この97名の受検者について、どの時期に見えてどうのという分析までは私の方は報告していただいておりますので、不明ということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 97名の方が受検をされ、異常がないということでございますが、一回だけの検診で異常がなかったでよかったというお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 第1次の受検のときにじん肺が肺の中にないよということの診断でございまして、工場の中におった時点では、じん肺にかかっていないということですので、私の方はそれ以後に仮にじん肺になるには、ほかのどこかでほこりを吸ったということになるかとは判断しております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今後とも、来年の4月に未検診の方が受けられるということでございますが、次回の4月のときに例えば異常が見受けられるということが発生した場合は、2次検診を早急に行っていただくようお願いしたいと思っております。

ということは、羽島市がいい事例になるわけですが、1次検診を486名の方が受けられて、このうち2割、96名の方が2次検診があったということでございますので、疑わしい方は早急に2次検診を行っていただくように、強くお願いをしたいと思っております。

A自治会の覚書の中にもありますように、健康診断の結果、石綿肺、あるいは中皮腫の疑いと判定された方については、年2回の健康診断を必ず企業側の責任で行うということ、あるいは費用負担を行うということになっておりますので、こちら辺を市の方としても確認をさせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 当然、第1次検診で異常所見があった場合については2次検診ということで、2次検診につきましては、胸部らせんCTということで検診内容もより高度になっ

できます。また、じん肺が中にあるということになりますと、健康管理手帳で年2回というような健康診断も、じん肺の労働安全衛生法の中で規定されておりますので、その辺は法律ののっとなって対応されると思っております。また、私の方も企業の方に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 国の方では、今、石綿新法ということで制定の準備に入っておりますが、これは石綿による健康被害の救済に関する法律ということでございますが、そういった内容等にも覚書との関連性があるわけですが、新法ができますと、覚書の見直しというものも出てくると思いますが、そこら辺の指導も行っていただけるんじゃないかと思っておりますが、確認したいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） アスベスト新法については、労災基準の緩和とか、中皮腫になった方について、既に死亡された方については一時金とか、いろいろ案は出されて、まだ正式には来年、国会で審議されるわけですが、当然法律が施行されれば、中皮腫という明らかに病状が医師の所見であれば、法律ののっとなって対応していくということになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 質問事項がたくさんありますので、次に行きますが、発病までの潜伏期間というのは20年から50年とっておりました。これは、労働基準局の資料に書いてありますが、20年から50年ですね。例えば原発の肺がんですと15年から40年と書いてありますが、潜伏期間が非常に長いということでございます。

この石綿の取扱期間から今日まで、この自治会内に居住されている人、あるいは転出をされた人に対して、今後新たに検診を希望される方についての対応は、行政としてどのようにかわっていくのか。例えば、私は石綿による症状じゃないかと心配されている方といいますか、息切れがひどいとか、せきとかたんが以前より多くなったと。例えば顔がはれぼったいといいますか、手足がむくむといった症状をされている方について、居住される方はもちろんですが、あるいは転出者の方に対して、行政としてどのようにかわっていくかということでお尋ねしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 行政としてどのようにかわっていくかということですが、まず工場周辺の方の健康被害と、全く周辺の関係ない人の健康被害もあろうかと思っておりますが、工場周

辺で明らかに平成2年の10月以前には橋本地域に居住、あるいは橋本地域以外で既に工場の周辺で五、六名の方は、企業と相談されて、健康診断の受診をされているということは聞いておりますが、それ以外、全く企業から距離も離れて、例えばそういう症状とか、自分で健康不安の方については、自分自身の健康管理ですので、自分の費用で健康診断を受けていただきたいと。工場周辺の方で、窓口で相談しまして、企業に御理解を願えれば企業負担で受診をしていただくと、2本立てになろうかと思えます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 私の思いはあるわけですが、この瑞穂市のホームページ等にこういった石綿に関する健康被害の相談、あるいは検診、そういったものをページに載せていただく方法も一つの案ではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんのお考えは一つの案かと思えます。ただ、やたらにアスベストの健康被害を住民に異常に知らしめるというのはどうかなということを思っています。正直、どこで被曝するかもわかりませんが、仮に被曝しておっても発病しない場合もありますので、例えば結核ですと結核菌の保菌者みたいな形で発病しないよというものもありますので、先ほど議員言われましたように、発病するのに非常に長い期間があるということですので、不安があればそれぞれの専門機関で受けていただくわけですが、やたらにそうアスベストで中皮腫になるというのをあおり立てるのもどうかなと思えます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 一つ一つ確認をしていくのが当然だと思いますが、まだまだたくさん質問したいと思えますので、この辺にしまして、この工場周辺あるいは工場内にアスベストの廃棄物が埋設されているというお話を元従業員から聞いているんですが、そこら辺については間違いはないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 企業にお尋ねしましたところ、民間の土地2カ所に埋設してあると。ただし、現時点では表土が30センチ以上かぶせてありますし、それから土中でございますので、アスベストが飛散するおそれはないということを聞いております。アスベストの飛散の危険性はないということを聞いております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 2カ所で埋めてあるということでございます。

これを、例えば撤去等を行う場合は、大気汚染防止法にのっとって行うわけですが、県に任せるのではなく、市民の健康を第一と考えるのであれば、当瑞穂市も積極的に指導を含め関与されていくのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 大気汚染防止法は県の管轄でございますので、その辺は土地所有者の意向もあろうかと思いますが、その辺は県との協議、あるいは地権者の方との協議の関係になろうかというふうに思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） この瑞穂市に石綿使用の水道管があるということを以前から聞いておるわけですが、1キ口近くだというふうに思っておるわけですが、この水道管はいつごろ埋設されて、どのような石綿を使っているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 今、石綿管の延長につきましては、ことし9月の篠田議員の一般質問にもお答えさせていただきましたが、全部で1,490メートルが旧の穂積町でございまして、埋設年次が昭和34年が370メートル、35年が490メートル、41年が348メートル、42年が193メートル、43年が89メートルと、あと巢南町につきましては、埋設年次は不明でございますが、残の延長が346メートル、実質的に巢南が事業認可をとりましたのが33年、供用開始したのが35年でございますので、33年から34年前後の年数かと思っております。

また、石綿の種類につきましては、今JISの規格が5回、6回変わっておりますので何とも言いようがございませんが、大体石綿とセメントの比率が、重量比で1対5から1対6くらいの間だと思っております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 1,490メートルということですか、ほとんど34年から35年近くに埋設されておるということでございます。比率の問題が今お話しされました1対5か1対6ということですが、アモサイトとかクリソタイル、こういったものを使用した石綿セメント管等は石綿使用量が5%以下であれば、大気汚染防止法の適用外になるわけですが、1対5ですと大防法の適用になるかというふうに思っておりますが、この全面撤去については平成20年度までに行うということを伺っておりますが、これ年度別にわかればいいんですが、20年といえますと1年間で全面撤去ということは無理だと思っておりますが、御計画があればお聞きしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） この件も、前回の篠田議員に御答弁をさせていただきましたが、今

実質的に残っておりますのが県道の跡と、そこら辺がありますので、県の事業計画に合わせながら進める予定でございます、20年を目標にしております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 次へ行きます。

この瑞穂市にあります A 企業は、以前に大きな事故があったということですが、この事故の起きた時期はいつだったか。その事故の内容についてお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 会社の企業史を見ますと、昭和36年の12月14日、オートクレーブの爆発と。これはオートクレーブというのは、珪酸カルシウム系の建材を製造する中間で低結晶珪酸カルシウムを水と材料と混ぜる部分かと思いますが、そこへ水蒸気を入れながら攪拌するわけですが、その圧力異常ということで爆発が起きております。このときには、この本のコピーをいただいたんですが、危険性が早く現場の作業員から発見できたということで、大声で避難命令を出したということで、ここに記載されておりますのは、6名ほどが勤務に支障のない程度の軽傷を受けたというふうに記載されております。もしこの退避命令が出なかった場合に想定すると、10人以上の死傷者が出ていたであろうということが記載されております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 私の資料と全く同じといたしますか、これは昭和36年12月15日の新聞を見たところでございますけれども、14日の午後1時半から2時近くの間には事故があったということで、その50名程度の従業員がおって、けがをされたのが6名で、穂積町に見える方が3名、岐阜市が1名、池田町が2名で計6名ということで、2週間程度のけがだったというふうに記載されております。

非常に大きな爆発音があったということで、1キロ近くの住民の方においてもガラス等がビビッと音がしたという、非常に大きなすさまじい事故だったと思っています。

したがって、その工場については保温材といたしますか、石綿の含有したれんがを主体にしてつくっておったわけですが、多分、すさまじい爆発でしたので、飛散している可能性が十分あります。

この状況からいきますと、石綿の被害が発症するのが、先ほど申しましたように20年から50年の期間があるということですので、事故があつてからもう40数年たって、ちょうどその被害が出てきたということで、この2年から10年前ぐらいの間に数名の方が亡くなっているということでございます。

したがって、原因が石綿ということであれば、遺族の方に対する補償問題等もいろいろ出てくると思うんですが、相談や手続等に対して、行政というのはどこまで支援をしていただけるのか。あるいは、労働基準局等へ行って相談してこいよという格好になるかと思いますが、市としてのかかわり方についてお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 労災の申請は、基本的には本人と企業かと思っております。例えば住民の方が労災の申請で仮に窓口へ見えたときには、それについては例えば労働基準局へお尋ねくださいというようなことで、誘導はできるかと思いますが、市が労災の申請にどのようなということは、基本的にはかかわれないのではないかとこのように判断しております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 市の方はかかわりたくないような関係のお話をされておるわけですが、例えば岐阜県のつくりましたアスベスト関係の条例の中に、県あるいは市町村と一体となっているところも言っておりますので、市民からもいろいろ相談があった場合はお願いをしたいというふうに思っております。

それから、元従業員等は現在、大変健康に不安を抱いておるわけですが、企業側に在籍していた実績証明のある方については健康診断等を実施していただいておりますが、家族の問題があるわけです。企業側の説明によりますと、従業員等については、作業が終わりましたら服装は着がえて帰ると。手や足はきれいに洗って帰るから、うちへ帰ったときには何も家族の方には迷惑かけないよということでございますが、家族の方は非常に健康に不安を抱いておるわけですが、そういった相談事等が、例えば窓口等に来られましたら、市としての対応はどのようにされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 家族の方の健康被害が保健センターの窓口で相談があれば、企業と相談して、それなりの対応をさせていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 先般、岐阜県知事さんとの意見交換会がありましたので、その中でお話を聞きましたアスベスト問題の関係でございますが、現在、国では石綿に関し、大気汚染防止法が見直し等検討されている中、アスベストによる重大な健康被害が全国的に明らかになる中、現在、いろいろな問題点があるということで、その観点から岐阜県は条例を制定されたという経緯がございます。

一つとしては、大気汚染防止法施行令改正までの間の飛散防止対策が必要であると。国は18年の2月までに大気汚染防止法施行令を改正し、建築物の解体等の規模要件、これは建物の延べ面積等 500平米以上ですか、こういったものを撤廃し、施行はそれ以降となると。二つ目が、岐阜県では9月20日現在で県民からの相談が 356件もあったということ。それから三つ目に、昭和30年代から昭和55年にかけて多くの建築物に吹きつけアスベストが使用されてきており、建物等の改築が増加することが見込まれる。したがって、解体現場周辺のアスベスト飛散が懸念されると。もう一つあるわけですが、四つ、こういった背景から、県民の健康の保護及び生活環境保全のためにアスベストの飛散防止措置を定めた条例の制定が必要になったということで、岐阜県は岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例、これは平成17年10月6日に公布されておりますが、この条例等については市の方にも来ていると思いますが、この条例に対して市の考え方、あるいは取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 議員御指摘の県の条例は、岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例ということで、11月1日から施行になっております。これは、議員言われましたように、大気汚染防止法の届け出の面積を岐阜県は独自に強化したということで、届け出の面積要件を撤廃しておるということでございます。それで、大気汚染防止法に規模要件は、延べ床面積 500平方メートル以上、かつ吹きつけアスベスト使用面積が50平方メートル以上については届け出をしなければいけないというのが大気汚染防止法でございますので、県の条例ではこの規制を撤廃しておるということでございますので、アスベストの使用面積がある建物については14日以内に、解体する場合に県の方に届け出をしなければならないということでございますので、この辺については広報等で既に住民の方に周知をさせていただいたところでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 例えば特定建築物の解体作業等の規制でございますが、これは本当に大防法より厳しい内容の条例を県がつくったわけでございます。一般市民の住宅の改築、あるいは解体時にはこの規制の対象となることから、岐阜県条例第76号の第3条にのっとり、市民からの相談、あるいは必要な情報等の提供、あるいは助言をしていただけるというふうに思っていますが、この条例に沿って市の方もいろいろ相談、あるいは必要な情報の提供・助言というものをさせていただけるものと思っておりますが、確認をさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 基本的には県の条例で、県庁で言いますと大気環境室、それから各地域振興局の環境課ということでございますが、県と私の方も連携をとりながら、適切な情報をPR等していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君に申し上げます。間もなく発言時間の制限となりますので、簡潔に願います。

松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） まだまだいろいろお話もしたいこともありますし、柿の問題もございませぬけれども、時間の関係上、とりあえずここで私の質問は終了させていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、5 番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 議席番号 5 番 熊谷祐子です。

土屋議長のお許しを得まして、一般質問を始めます。

通告に従いまして、まず初めに生涯学習の推進、支援について質問をいたします。

昨日も今井教育長から、「生涯学習のまちづくり」という言葉が何回も聞かれました。瑞穂市が生涯学習を、きちんと項目をつくって熱心に取り上げ、取り組んでいるということはよくわかりました。

そこで、この生涯学習の観点から、私は一つだけ、市民の自主的活動によるクラブ、サークル、ボランティア、今ではNPOもありますが、これらの自主的な市民の活動団体に対する支援の考え方及び具体的な施策を簡潔にまずお聞かせいただきたいと思ひます。

貴重な年に 4 時間しかない時間ですので、論点をはっきりさせるために一問ずつに区切って質問したいと思ひますので、御答弁の方も一答で簡潔によろしく願ひいたします。

質問席に移ります。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 生涯学習への支援につきましては、教育委員会が直接所管する事業という形での支援、生涯学習にかかわりのある関係団体への助成という形の支援、この二つの柱があると思ひております。

私の生涯学習についてのとらえ方ですが、この二つしか生涯学習は存在しないとはとらえておりませぬ。教育委員会が直接所管する事業は、生涯学習の育成・発展を目指す意図性を持ったものではありませんが、生涯学習のすべてを網羅できるものではありません。また、助成も文化関係団体の集まりである文化協会、体育関係団体の集まりである体育協会、地域活動の推進に取り組んでおられます校区活動委員会、そういった大きな団体組織に対して、補助金という形で助成をしております。当然、その他にも自主的な生涯学習にかかわりのあるクラブ、サークル、ボランティア団体、NPO 団体はあると思ひております。これらの団体も、市全体の生涯学習の推進という立場から見れば貢献をしていただいていると、そういうふうにとらえております。この団体に対する支援につきましては、要望があれば個別具体で検討すると



ということになると考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 今お答えいただきましたその他について、きょうは質問をいたします。

なぜ私がこのその他、つまり教育委員会が主催する事業、助成する団体、文化協会・体育協会以外のその他をきょう取り上げるかといいますと、具体的には、瑞穂市では10年ぐらいですが、このその他、どのまちにもあるクラブとかサークルとかボランティア団体とか、NPOも今は含むと思いますが、こういうものを全部網羅した一覧表というものを普通つくる、今つっていないまちというのではないと思うんですが、ホームページでも出ています。

ここで、資料をお配りしたいと思います、よろしいでしょうか。できれば傍聴者にも配っていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 議長席まで至急届けてください。それによって判断をいたします。

では、申し出がありますように、配付許可をいたします。

〔 資料配付 〕

熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） これをインターネットで「クラブ・サークル」といって試しに引いてみましたら、何と 214万件という件数が出ました。自治体に限って幾つか出しまして、代表的なものだけ4件、コピーさせていただきました。

資料の は岐阜市のもので、生涯学習協働のまちづくり、この中に幾つか項目があります。市がやっているものとか、それから三つ目がボランティアで、自主ボランティアの団体ですね。それから講師情報なんていうのもあります。出前講座もこれに入っています。六つ目にサークル情報というのもあります。最後のところに協働のまちづくりというのも設けてあります。これは岐阜市です。

次に2枚目に、これは隣の「きたがたまなびすと」という名前で、左側にも今のように幾つか設けてあって、これをクリックするとクラブ・サークル、このページは家庭教育・子育ての分野というのが出てきます。名前とか問い合わせ先とかが出ています。一番下が、こういうことが書いてあるまちが多いんですが、家庭教育・子育てに関するクラブ・サークルについて、情報をお寄せください。追加をしていきますと。これは家庭教育・子育ての分野なのでこれに書いてありますが、各分野の下にどんどん情報をお寄せください、載せます、追加していきますということが書いてあるわけです。

3枚目と4枚目は、まちづくりの先進地、草津市のもので、去年、議員研修で行きました。ここではまちづくり課というのをつくりまして、全表示、保健・医療・福祉とか教育とか、生涯学習とか、これが全部市民団体を網羅しています。この一つ一つをクリックすると、そこに

ずらりとクラブ・サークル団体が出てくるわけです。最後にその他というジャンルもあります。

最後の4枚目を見ていただきますと、このまちでは各月、何月何日にきょうは何時から何の会があるという市民団体、あと生涯学習ですので、自主的なサークルだけではないんですが、全部まちづくり課としてどのような、これはイベントと草津市では呼んでいます、サークル関係も、どういうのをやっているかということが全部出ています。

草津市みたいなのは先進地と言えらるうんですが、岐阜市や隣の北方は別にこういう分野の先進地ではないと思わらるうんですが、今はこういうのをどこもやっています。先ほど申し上げましたように、このまちでは10年間ぐらい、このクラブ・サークルの一覧表というのがつくられていませんでした。

話を戻します、ごめんなさい。

これは、簡単にインターネットで出したものですが、冊子もつくられています。草津市は分厚い冊子もつくってありますので、欲しい人はどこかへ来れば置いてありますということで、冊子もつくっています。これはインターネット情報の分野だけで調べました。

このまちでは、先ほど申し上げましたように10年ぐらいつくられていないわけですが、そのまず経緯を、私にわかる範囲で説明いたしますと、一覧表がなくなつたのは、旧穂積町では平成6年6月に総合センターがつけられました。多分この4月か5月、この年につくられたかどうかは記憶にないんですが、総合センターがつけられたことをきっかけに一覧表の中に、私の一覧表というのはすべてを網羅するという意味なんです、この中に総合センターを会場とするクラブ・サークル、市民団体は載せられなくなりました。公民館、当時は町民センターと言っていました、町民センター分だけ載せることになりました。そこで、総合センターができた段階で、会場を総合センターに移して活動する市民団体もふえたわけですので、そこは一切載らなくなつたわけ。大変おかしいと思わしたので、そちらも載せてくださいと、およそこの11年前から私は本当に毎年のように希望を出してきました。

2月の末にサークルとかクラブの利用者説明会というのが毎年開かれていまして、個人的にもお願いしましたが、そういう場でも発言してきましたが、理由としては、総合センターを会場とするクラブ・サークルは載せないというのは、総合センター条例と市民センター条例は違うからとか、一般市民には到底受け入れられない、わけがわからない理由でとにかく載せないと。それから、それが何年続いたのか、私も記憶がありませんが、一切、市民センターの分もつくられなくなりました。当時は町民センターですね。

その後、ボランティアにつきましては、社会福祉協議会がボランティア団体だけ全部網羅しまして、社協の冊子の中にボランティア団体を全部入れるようになりました。それからなお言い続けましたら、今年度、平成17年度復活いたしました。これは全戸配付されていますが、生涯学習の御案内というのが配られるようになりました。

ところが、この中でもクラブ・サークルが取り上げられているのは体育協会と文化協会だけなんです。そのほかのクラブ・サークルは一切入っていません。旧巢南町のことをお聞きしましたら、旧巢南町でもつくられていたけれど、合併後なくなった。これで体育協会、文化協会に入っているのは、この生涯学習の御案内で入るようになったという経過があります。

以上が一覧表の作成に関する経過です。

ここから、このことから浮かび上がってくる具体的な問題点を五つと、後で全体的な問題点を二つほど取り上げたいと思います。

まず具体的な問題点五つのうち一つですが、この問題につきまして教育委員会と既にリサーチしております。やっぱりそれは体育協会、文化協会以外のサークル団体もこれからは取り上げていくべきではないかというお答えはいただいております。なぜこのようなつくりえなくなった経過があるかということをお聞きしましたら、それはちょっとわからないと。まちになった段階とか、教育長さんは新しい方ですからわからないというお返事でした。

しかし、総合センターができた時点で、会場が町民センターから総合センターへ移ったところが落ちるということはもう既に、落としたのか落ちたのかよくわからないんですけど、抜けていることは町民からも指摘があったわけですから、なぜそこで対応できなかったのか。教育長さんはもちろんよくわかりませんというお返事でしたが、具体的な問題としてこの必要性を、全部のサークル・クラブ団体の一覧表をずっと続けてつくるといった必要性を感じなかったのがまず第1点、非常な疑問です。

今井教育長は、ぜひこれからはつくっていききたいというお返事でしたが、まずなぜ全部を網羅した一覧表、御案内が必要と感じられたのか、この点について御答弁願います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 一言でということですが、なかなか一言では答えられない中身がたくさんありますが、なぜ感じたかということについて一言でいえば、やはり生涯学習をより一層進展させたいと、その気持ちからでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ありがとうございます。一言でなくても結構でございます。すみません。

それで、そのリサーチのときに、実はこの市勢要覧というのがあります。このちょっと厚目なのは全戸配付はされていないと思いますが、薄いものは全戸配付されています。この中に、クラブ・サークルの市民団体の数というのがはっきり書かれているのを見まして、ええっわかっているんじゃないの、市はつかんでいるんじゃないのと思ったわけです。ここを見ますと、文化系クラブ・サークルは199、これは平成17年度版です。文化系クラブ・サークルは199、およそ200ですね。その中で文化協会は特別に69と書いてあります。つまり、文化協会に属し

ていないクラブ・サークルが3分の2はあるわけですね。それから体育系クラブ・サークルは265とあります。体育協会は25とありますから、10分の1しかこういうのには載せないのかと思いましたが、この25という数字は連盟所属の連盟の数だと聞きました。例えばバドミントン連盟とか、そういうのを一個として数えてあって、そのバドミントン連盟の中にまた幾つかのサークルがあるということですので、体育協会の中には実際は25ではなくて、もっとたくさんサークルがあるわけですが、いずれにしても文化系が全部で199あって、体育系が全部で265あるということは、つかんでいるのであれば一覧表になぜ、ほとんどカットして載せるのかということは非常に疑問でした。

具体的な問題点の二つ目は、その体協・文化協会以外の登録団体をなぜ載せないのかなんですが、これは調べてみますと、事務分掌の中にも、教育委員会の中に一般のクラブ・サークルを扱う事務分掌は一切出てきません。だけど、体育協会と文化協会はちゃんと担当者の名前も出ています。ホームページでも、文化協会と体育協会は特別に枠でちゃんとありますが、ほかは出てきません。

それから社会教育委員の会というのを議員に配られておりますが、これを調べてみましても、社会教育委員というのは生涯学習というのを受け持つというのがあるんですが、中に瑞穂市体育協会事業計画、瑞穂市文化協会事業計画というのが非常に細かく、何月何日は何をやるというのが全部事業計画案、事業計画全部出ていますが、一般のクラブ・サークルは一切出ていません。

あと広報「みずほ」でも、体育協会と文化協会のページというのは毎月あるわけですね。後ろの方の半分は、文化協会が受け持っているそうです、裏表紙の。そして、裏からいきますと、ここのページの半分も文化協会が持っていて、なお、こちらに体育協会、文化協会は今月何をしますと。これは、体育協会と文化協会から申し出がなくても、もうわかっているのだから載せるといふふうに広報の方は言っていました。

というぐあいには、なぜ体協と文化協会に属していないサークル・クラブ、市民団体はまるで存在しないかのように、このまちでは扱われていると思ったんですが、このことは市長は御存じでいらっしゃるでしょうか。もしそうだとしますと、どういう考えのもとにこういう扱いになっているのか、ちょっとお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 一言ではなしに、ちょっと長くなりますが、よろしいでしょうか。

先般、懇談をしましたときには、正直言って状況掌握はすべてしておりませんでしたので、わかりませんでした。その後、ある程度の調べはしてまいりましたので、まずおっしゃるように、平成6年、町民センター当時、それから7年からは生涯学習の御案内という形、それが13年まで続いております。おっしゃるように、比較をしてみました。ここにそれ以降、文化協会、

体育協会だけでなくも載っているんですね、確かに載っている。それで、一体どこからそれを調べて載せることができたかと。また、逆になぜ総合センターの方の分が載らなくなったか、これも一応事情は調べてまいりました。と申しますのは、御承知のように公民館、体育施設、それから学校体育施設、これを使用する場合には、条例あるいは条例規則によって使用団体登録申請書、ですから登録団体でないと公民館、体育施設、学校体育施設は使えないわけです。ですから、この登録書というのをいただいておりますと。ですから、この登録書でいただいております分については、掌握ができる。一応前の13年までは、そこで掌握できたものについてはここにも載せているということでございます。

今度は、なぜ総合センターの分が載らなくなったかということ、総合センターはこういった登録団体で申し込まなくても使用ができます。ですから、実はうちは、この登録団体についてはつかんでいる。ですから、それを載せることができます。ところが、向こうは個人でも借りられます。そういったことで、向こうはこの登録団体の、うちは全部掌握を、一応申込書はありますけど、そういった形で掌握していないので、ですから6年から7年に変わったときに載らなくなったという経緯は、そういったことでございます。

今度は、14年は作成しておりません。それから、合併した15年度、16年度は作成しておりません。今年度、これを作成いたしました。これは名前は同じなんですね。生涯学習の御案内と。ところが、議員御指摘のように、これとこれが中身が違います。今年度作成した、合併して2年なかったが、やはり生涯学習にかかわっての情報を少しでも市民の方にお知らせしていこうという立場で、昨年度はつくってなかったけど、今年度つくることにしてつくった。一応今年度の編集方針、教育委員会生涯学習課の名前で出しますので、編集方針として踏まえたのは、先ほど私が申し上げましたように、教育委員会が所管する事業と、それから2番目に申し上げました団体で、助成をしている団体については、すべて問い合わせをしてくださっても、うちの方でお答えができるということで、その分がここに載っております。ですから、その最後の方に、このことにつきましては、問い合わせ先は教育委員会にしてくださいと、そういった文言も入っております。ですから、今年度の編集方針はそういった形でつくらせていただいたということでございます。でも、合併して2年間なかったものを一歩進めてつくったということは、評価して下さるだろうと思います。

ただ、先ほどありました各四つのまちの紹介がございました。この四つのまちと比較すれば、うちの市民に対する広報の仕方というのは、まだまだ進んでいないということは思います。ですから、これについて追いつき追い越せという立場でのこれからの検討、歩みをしたいというふうに考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） よくわかりました。過去のものはありませんというお返事をいただいておりますので、やっぱりあったということで、よくお調べいただいたと思います。

今の御答弁の中から、ちょっと疑問が生じるんですが、どうして体育協会と文化協会へは助成金が行って、そこに属さないところへは、まあ除外されているんですね、補助金、助成金の関係ですが。

一覧表に載せる、載せないとはちょっと外れますが、その助成金の関係がどういう考えなのか、1点。それから、このことを調べているうちにわかったんですが、文化協会というのは巢南の公民館で1部屋あるんですかね。場所がちゃんとあって、そこに1人詰めているということですが、どうして文化協会に属するサークルだけそういう位置をこのまちの中で占めることができるのかがよくわからないんですが、その2点をちょっとお答えください。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） おっしゃるように、教育委員会としましても、このまちの文化振興という立場で、文化協会にかかわっては非常に大きな期待を寄せながらという気持ちを持っております。昨日の答弁でもちょっと言ったわけですが、文化協会、現在たしか69の団体が所属してみえます。そして、毎週、毎月とか、あるいは年間にそれぞれが自分たちの発表会といいますか、公表会といいますか、私は瑞穂市へ来まして本当に驚いたんですが、非常に積極的な活動をしてみえます。実は、本来、文化振興の担当はまさに教育委員会でございます。教育委員会も当然文化関係に随分かかわっておりますが、限られた人数の中で、文化協会にある助成金といいますか、補助金を出して、文化協会の自主運営、そういったものを非常に一つの瑞穂市の特色であろうと思いますが、そういった形で助成をして、そこの活動に大きな期待を寄せていると。実は、合併時、美術展につきましても教育委員会が直接やっておったんですが、これにつきましても文化協会の方に、今度はその分の補助金といいますか、お願いして、文化協会が実質動いてくださって今の美術展が成り立っているというような形でございます。

それと同じようなことが、実は体育協会にも言えます。うちにも体育振興関係の職員がおります。実質、体育協会に補助金を出して、体育協会には競技スポーツ、生涯スポーツ、それからスポーツ少年団も入っておりますね。そういった言ってみれば運動、体育、スポーツにかかわるさまざまな団体がその中に所属しておってくださって、これもまさに瑞穂市の大きな特色でございますが、体育協会の自主運営を核にしながら、実は瑞穂市の体育振興が進んでいるということでございます。

そういった立場からも、非常に教育委員会が本来背負ってやるべき多くの仕事の中身みたいなものを、文化協会、体育協会にも背負っていただいております。そんなことから、体育協会にはあの施設、それから文化協会にはこの施設という便宜を図っているということでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） よくわかりましたが、それは問題ではないでしょうか。

クラブ・サークルというような市民団体は、どの団体も本当に自分たちが好きで、自費で、一生懸命自主的な活動をしているわけですから、差別に当たると思います。地方自治法第2章住民、第10条の2は御存じだと思いますが、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体——これは市ですね——の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと。同じように、今の場合、私が質問しましたのは助成金と場所ですね。公の施設の中で場所を占めていると、その2点ですが、ほかのサークルにも、私、この一般質問は一覧表のことからいったんですが、一覧表でもまるで存在しないかのごとく扱われているわけで、その上、補助金と公の施設の中で場所もそちらは得ているというのは、はっきり言って差別だと私は思いますが、市長、このことについてどう思われるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 「差別」という言葉が出てまいりましたが、私は差別というとはえ方はしておりません。と申しますのは、文化協会にしても体育協会にしても、常に門戸が開かれている、そこに入っていける。また逆に、そのクラブ・サークルの自己選択によって、私は文化協会に入らずに独自で活動するという、まさにその選択性は確実に保障されている。ですから、そういった立場から言うと、私、先ほど申しましたように、市全体の文化振興という立場からいえば、そういった文化協会、体育協会へ入らないけれど活動しているというものも、まさに市の生涯学習といいますが、文化・体育に貢献していただいている団体だということをおっしゃっております。

ただ、今度は助成ということにかかわりますと、一つ今度はこういった課題がございます。といいますのは、入ってみえないところで、自主的にやってみえるところで、正直言いますと、教育委員会がどういう生涯学習のサークル・クラブ、ボランティア、NPOがあるかということとを、率直に申し上げてすべてを掌握しておりません。また、体育についてもそうでございます。ところが199、265と数をつかんでおるのではないかとございまして、この数字が一体どこからはじき出されたかを申し上げます。

先ほど来申し上げておりますように、施設使用の登録団体についてはつかんでおります。それが現在はどういう仕組みになっているかといいますと、施設管理システムというソフトの中へすべて入力して、登録団体というものを全部あれしておいて、いわゆる許可関係はそのソフトを利用して許可関係の紙を打ち出したりといったことをしておるわけでございます。そういった中で、ただうちはこれが生涯学習にかかわるサークルですよという分別作業をしておるわけじゃございません。分別事務をしておるわけじゃございません。今現在、そのシステムの中に登録団体として669入っておるそうでございます。その中から、今度は担当者が、一つのこ

の形がございますのでね。担当者が、これは文化的な中身であろう、これは体育的な中身であろうということですと分別して、その総トータルとしてここに数字を出してあるということでございます。

ただ、669団体入っておりますが、これは例えば前に登録したというものもでございます。ところが、実際今年度使っているかどうか、すなわち登録でデータとして残っているが、ことしどうも活動していないと、あるいは申し込みがない、施設利用の。そういったものをできるだけ担当者の方ですと削除しながら、ことし現在大体こんな数であろうと。ですから、これははっきり申し上げて、こうやって一生懸命計算した数ですが、それならがんにその数なのかということについては、ちょっと自信がございません。それから、先ほどの御指摘にもありましたように、例えば文化協会69という数は、ひょっとするとこの199の中に入っている可能性もございます。同じようなことが、ずっと体育関係でも言えるわけでございます。

これをいかに広報していくかということにかかわってはこれから、ある方向は私は持っておりますが、これから検討していきたいと。

ただ、お断りをしたいのは、来年度もこれは出そうと思っておりますが、一応生涯学習の御案内ということでございます。教育委員会が所管する事業とか、あるいは助成している団体については確実に把握ができます。多分、次にやるにしても、この登録団体というものをデータとしてやっていくことになろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、うちは逐一これが生涯学習の団体ですという認定作業をしておるわけではございませんし、もう1点、登録団体であっても、こういったものに掲載を希望される、されんという問題がきつとあるだろうということを思います。ですから、登録していただくときにその趣旨を説明して、多分クラブ名と電話番号ぐらいだけですが、記載を希望されますかといった調査をきちとした上でないと、そこに記載をすることはできんだろうと思っております。

それから、総合センターについては、なかなか難しいなど。どういう形をとれば、それぞれの個人や団体の希望にもかなって、広報することができるか。これについては、先ほど申しましたように、いわゆる登録団体という登録を逐一しておるわけではございませんので、そのあたりはどのようにしていったらいいのかというようなことについても、これから検討していこうということを思っております。

方法的には、工夫はあるだろうとは思っています。ただ、あちらの場合にはひょっとすると全くそういった生涯学習にかかわりのないところも多分幾つかあるだろうと思うんですね。ですから、考えられる方法としては、例えば広報でこういったものに記載を予定しておりますと。生涯学習にかかわる活動をしてみえるクラブ・サークル等で、団体登録はしていない。けれど、記載を希望されるところがありますかというようなことの広報をしておいて、希望のあったところには記載をするというようなことは検討すれば不可能ではないと。



ただ、今度はここへ記載する場合に、先ほど申しましたように、うちが認定作業をしておりわけではございませんので、これと同じ生涯学習のこの枠では載せることができないと思います。すなわち、多分やるとするならば、施設使用の登録団体として登録されている、これ以外の団体にはこういったものがありますよとか、あるいは総合センターを使ってみて、これに記載を希望されたところはこういったところがありますよと、そういう紹介の形になるだろうと。それも一応は教育委員会生涯学習課の責任においてつくったと。ですから、当然この後から申し上げた二つについては、教育委員会に問い合わせても、それについては対応できない。ですから、直接連絡先に連絡をしてくださいと、そんな形が考えられるのかなあと。

いずれにしても、これは今いろいろの御意見を聞いて、うちが生涯学習を進展させるための方策として何を考えるかという、今、私自身が考えていることとさせていただきます。ですから、このことにつきましては教育委員会生涯学習課を中心として、これから検討をしていきたいということを考えております。

なお、一応、まさにこの先進のまちに比べればうちは確かにおくれているということがございます。まず差し当たっては、こういった形のもので来年度は歩みたい。そして、こういった形の方に、どういう形で今度は発展していくかということは、即というわけにはいかないでしょうけれど、少しずつ検討していきたいと、そんなふうを考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 初めに申し上げましたが、私は今、2 点についてお聞きしたわけです。助成金の問題と公の施設の中で位置を占めていることについて、論点を広げたくないの、そのことに関してだけまずお答えいただきたいかと思っております。

今四つの点をお答えいただきました。一つ、体協、文化協会を取り上げていると、そこに入りたいといった人が大変入りやすくなるという、答えの中にそれがありませんでしたが、だから、私はほかの団体も入りたいものが選べるように、ほかのサークル・団体も一覧表にすべきだと申し上げたんです。

2 点目、今の御答弁の中で、データブックの数字の正確さを私は聞いておりませんので、私もそのような正確さは別にお答えとしては求めておりません。

それから、希望する、希望しないにつきましても、別にお聞きしておりませんでした。それはインターネットを調べていただきますと、了解を得た団体だけ載せてありますと、今断り書きが書いているのが普通です。それから、総合センター分は難しいと言われましたが、大きなまちの行政に問い合わせていただきたいと思っております、どういうふうにしてつかんでいられるのか。それは執行部のお仕事だと思っております。

それからもう一つ、生涯学習の団体であるかどうか見分けるのが難しいと言われましたが、

そこまで生涯学習の団体であるかどうか、どうして見分けなければいけないのでしょうか。では、ほかのまちはどうやってこれを精査して載せているのでしょうか。そういう点も執行部のお仕事ですから、この貴重な議場の1時間の中でお答えを求めていますので、残りの時間で話を進めさせていただきます。

特にこの市民団体、サークルの中で取り上げたいのは、ボランティア団体の位置づけです。これが現在では、先ほど申し上げましたように、全部社協の中に入れられていて、ほかのまちのように生涯学習の中には一切入っていないわけです。

先ほど自治法の10条の2を読みましたが、まさにボランティア団体はその負担を分任する義務を負うと、この後半をみずから分任しているわけです。

私は、20年ほど読み聞かせに関して、ボランティアをしようと思ってはいたわけではありませんが、結果的に市にやってくださいと申し上げましたが、ずっと断られてきましたので、結果的にボランティアをすることになってしまったんですが、自主的な活動をしてまいりましたが、楽修館、新しい図書館ができましたときにお話の部屋というのも、こちらから希望も出し、6カ所ほど、ほかのまちの図書館を見学に行って、こういうお話の部屋をつくってほしいとか希望を出したんですが、つくられまして、あそこでさせてほしいと申し出ましたときに、ボランティアだけするんじゃなくて、ほかのまちの幾つかのように市の職員、図書館員と一緒にやりたいと、そういうすてきな経験を幾つもしていますので、したいというふうに申し出ましたら、特定の団体にやらせるわけにはいかないというお返事でした。半年かけ合いました。その結果言われのが、名前を変えるならさせてもいいと、これが半年後でした。だったら、初めに特定の団体の名前を出さないで、ほかの名前に変えていただきたいと言っていたらすぐに来てたわけです。

ところが、この話には後がありまして、私はよく議会を傍聴していたわけですが、あるときに山本訓男議員がブックスタートをしたらどうかという一般質問をなさいました。そうしたら、そのときの多分教育長さんだったと思うんですが、市では図書館でもやっておりますと。私は傍聴席からそれを聞いておりました、ああ、このまちはボランティア団体を利用だけするんだなと、本当に思いました。今でも、その気持ちは変わってありません。

現在、活発なボランティア団体としては、時節柄と申しますか、子供たちを守るという意味で、安心・安全まちづくりのボランティア団体が日本じゅうで活発になっております。これは、岐阜県では県が初めに言いまして、それに前後しまして、市内では2カ所でボランティア団体が穂小校下、牛牧小校下で立ち上がりまして、現在、岐阜新聞、中日新聞、朝日新聞、読売新聞で取り上げられております。

例えば定年退職者とか、こういうところに入って子供たちを守る活動をしたいと思っても、身近にそれが目につく情報が市からは出ていないわけです。ところが、12月11日に学校安全保

ランティア養成研修会というのがはなみずきホールでありまして、私もちょっと行きましたけれど、これは県の主催でやったわけですが、瑞穂市としてはこういう団体がいますと立派に発表しましたが、この活動をするときに、例えば新聞に最近よく出ていますが、ちょっと活動を広げて、特に登校時間よりも下校時間の方が危ないというんで、市の行政処分の自転車をもってきて、シンボルカラーのオレンジに塗って、朝日大学の学生にもその自転車をあっせんしてやっているわけです。新聞に出ましたが、ここが間違っていて、「学生パワーで子供を守れ」というのがありまして、11月に市から自転車4台を贈られて、機動力が向上して学生がやっているといいましたが、市から贈られたわけではないわけです。この団体が立ち上がるときに、広報に載せてくれというふうに言ったそうですが、先ほどからお話ししていますように載せられない。それから、人数がふえてくるに従って、この自転車の塗装代とか修理代とか、ジャンパーとか帽子が必要になるわけですが、これも市からは出せませんと。かけ合った末、ジャンパー代とか帽子代を社協でようやく出していただけることになったそうですが、自転車10台、1台2,000円かかって、この方は2万円出しているわけですが、こういうものも市からは補助金は出ていません。

このふれあいサポーターズには、まだ話がありまして、牛牧小校下で一人で立ち上げられた方が、ことしの11月3日の表彰式のときに、表彰の候補に上がりました。この表彰の選考委員会みたいなのは議員が兼ねているわけですから、資料として出てきたときに、私はその場で疑問を呈しました。なぜほかの校区でもあるような団体の中の、特に一つを取り上げるのか。しかも、その団体表彰ならまだいいけれど、その中の一人だけを取り上げるというのはおかしいんじゃないですかと申し上げましたが、聞いていただけませんでした。その方は、これを知りに当たり、一体市は何を考えているんだろうと。私が懸念したことと同じことを感じられて、表彰を断った経緯があります。この話からわかっていただけますでしょうか。

ボランティアというのは、あくまで好きでやっているんです。自主性をもとにやっているんです。それが好きで、喜びでやっているんです。私もやってきましたから、好きでやっているということがよくわかります。それに対して、幾つか例を申し上げましたが、自治法にもかなう地方自治を、地域の活動を分任する義務を負えと言われなくてもやっているボランティア団体に対して、それが生涯学習に入るかどうかみたいなこととか、社会福祉協議会全部入れていまいとか、そういう扱いはおかしいのではないのでしょうか。それから、NPO団体も今は同じです。

今まで、一覧表の話を上りましたが、これを改善していく方向としては、ホームページにも載せていただきたい。そして、確認しますが、広報でもきちんと一般のサークル・団体のスペースをつくっていただくようお願いいたします。

今までこの問題から浮かび上がる個別の問題点を五つほど申し上げましたが、この問題で全

体としての問題点が浮かび上がってくると思います。非常に簡単な問題なのに、なぜこのように失われた10年というような、今からはどう総合センター分を把握したらいいかわからないというようになるのでしょうか。

全体としての問題点としては、時系列で断絶しているという問題があります。総合センターができた時点で落ちたわけですから、しかも市民から落とさないでほしいという要望が出ているわけですから、あと合併した時点で、巢南も一覧表がなくなっているわけです。総合センターができたのは平成6年の6月です。これは偶然だと思いますが、松野市長が御就任なさったのは平成6年7月31日だそうです。私は、ずっとこの要望を出してきたわけですが、このようなことについてどう思われますでしょうか、市長の御見解をお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 生涯学習にかかわって、一番最初に答弁申し上げましたように、生涯学習はまさに教育委員会の担当でございますが、教育委員会が生涯学習すべてを網羅することはできない。でも、やはりその生涯学習にかかわって、一つの方向性、重点項目を掲げながら、それを核にしながら進めていくと。これはそういった形になるだろうと思うんです。だからこそ、今まさにさまざまな形で、市民の方にそういった活動に参加していただくボランティア活動の必要性、重要性がまさに叫ばれているところだと思います。そういった点で、ボランティア団体について、教育委員会としてまだ掌握し切れていない分がございます。これについては、これから僕たちもそれを掌握する努力はしていきたいと思えます。

先ほど安全関係のボランティアのことがございました。実は、学校にかかわる安全ボランティアが一体幾つ存在するののかは、先般、すべて調べて、これもまずは私たち掌握をいたしました。それをどういった形で、さまざまな予算的な支援ができるかどうか、そういったことについても今検討しているところでございます。

そういったことで、議員さんが言われるように、本当に100点満点のことを即ということはなかなか難しいと思いますが、今より一歩二歩と前進できるように、そういった形で考えていきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それは最初のリサーチで、前向きであるということをお答えいただいております。今私が御質問申し上げましたのは、時系列で切れる点についてどう思われますかと申し上げたんですが、ちょっとほかのことをお聞きしたいので、それは結構です。

もう一つの全体的な問題としては、一市民が指摘、要望した、この件をどう一体行政は扱っているのかということです。非常に端的な言い方ですが、議員になって、本会議場で言うまで改善されないのでしょうかというのが私の率直過ぎる思いです。

公の席でも言ってきたわけですから、2月末にみんな呼びつけて、会場の借り方をやるわけですね、毎年です。だって、サークルは全部会場を毎月借りているわけですから、それはわかっているわけです。このことについても、その場で申し上げましたが、改善されていませんし、このように、市民が言ったときに、それがどのように各部署で扱われているのか、大変疑問です。

私の論点がおわかりいただけましたでしょうか。このことについて、お答えください。できれば市長からお願いいたしたいと思いますが。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 教育委員会のさまざまな事柄について、正直言いますと、私に、あるいは教育次長に、あるいは担当課長、担当者に、要望というのは本当にたくさんございます。これは団体からの要望もあり、個人からの要望もある。そういった状態でございます。それに対する対応ですけど、これはやはり個別具体でお話を聞きながら、それでは教育委員会としてどういう対応ができるかと、そういったことを、まさに個別具体的に検討する。ひょっとすると、なかなか御要望におこたえできない場合もたくさんあると思います。しかしながら、行政の基本的な立場として、できる限りわからないとか知らないとか、そういったことによって隠しているのではないかという誤解を受けることのないように、また担当でないからとぐるぐる回ししない。また、担当がすべて、担当以外のことを言ったら、実際どこかへ回さなくてはなりません。そういったときに、どういうふうにきちっと説明をしてやるかとか、要望された、例えば返事が遅いとか、実際やってくれることが遅いということも多分あるかと思いますが。それをできる限り迅速にやる。そういった努力は、行政としてやっていきたいというふうになっております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この時系列で断絶してしまう、組織の中でどういうふうにし合われているんだろうという全体としての二つの問題点は、この問題の取り上げる直前まであったわけですね。教育長さんのところまで話が行っていなかったわけです。それから申し上げました。

市長は、地域コミュニティーが大事だといつも言っていらっしゃいます。30%経常経費を削減しなくてもできるところからぜひ始めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

私は、来年度の予算編成方針、そしてそれに関連して質問を行いたいと思います。

まず第1回目の質問です。

昨日も何人かの議員が質問をしておられましたが、来年度の予算編成の基本方針及び主要な施策について、松野市長が何か言い添えることがございましたらお聞かせをいただきたいと思っています。

2回目以降の質問は、一般質問席で行いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 来年度の予算編成方針につきましては、篠田議員、あるいは広瀬捨男議員の御質問の中でも基本的な考え方については申し上げたかと思しますので、特に補足させていただくことはございません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 特にないということでございますので、二つ質問を用意しましたけど、一つはそれで省略ということになります。

というのは、きのう市長の答弁を聞きましたので、そして複数の議員の皆さんがそれに対する質問をしておりましたから、それを踏まえて来年度の予算編成の基本的な方針、並びに主要な施策等々と関連をして質問をさせていただきたいと思います。

松野市長は、本定例初日の1日、議案の提案説明の冒頭、平成16年度をベースに3年間で経常経費の30%をカットする、こういうことを発言されたわけでありましてけれども、まずはその方針の根拠及び具体的な内容についてお聞かせをいただきたいと思っています。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず瑞穂市の現在の財政事情というのが私の最大の根拠になるわけでございます。

総務省が、それぞれの自治体におきまして標準財政規模、あるいは基準財政需要額というようなものをはじいております。これは全国各自治体の運営をしていく一つの物差しだろうと、このように考えます。その場合に、瑞穂市の状況を考えてみますと、標準財政規模というもので大体82億ぐらいを一つのめどにしております。それから基準財政需要額として考えております数字が約70億でございます。そういう点から考えまして、今まで我がまちの運営の中で、経常的な経費としては約100億を使っております。それに投資、基盤整備関係の費用が入りまして120億とか130億という予算になっておるわけでございますので、この100億を私としては

今申し上げました数字まで圧縮していきたいという基本的な考え方、端的に申し上げまして70億ぐらいで経常的な仕事をしていくところまで、合理化といいますか、改善と申し上げますか、そういうことをしていかなければいけないということで、一つの物差しというか、目標にさせていただいたということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それでは、一つ一つ詰めて具体的に執行部にお聞きをしたいと思いません。

では、そもそも経常経費とは具体的にどういう経費のことを言うのでしょうか。具体的に一つ一つお答えをまずいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、義務的経費と、その他物件費。今義務的経費といいますのは人件費とか扶助費等でございますし、そのほか物件費の中でいろんな施設の管理費だとか、そして維持補修費だとか、そういったものでございます。投資的な経費を除いたものということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、人件費、物件費、扶助費等々出されましたけれども、もう少しこれから質問することに関連をしますので、全部それをちゃんと一つ一つ具体的に出していただきたい。例えば、今の物件費の問題で言うならば、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、こういうような形でそのほかのものについても言っていただきたい。まだ漏れているやつがありますからね。主要なものについてちょっと出していただきたい。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず物件費というふうに申し上げましたけれども、これには賃金、そして旅費だとか交際費だとか需用費、役務費、そして使用料及び賃借料だとか、報酬だとか原材料費とか、そういったものが物件費でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それだけでやりとりをすることが目的ではございませんので、あと維持補修費とか、道路、公共施設などを管理するために必要な経費として維持補修費、扶助費がほかにもありますよね。あとは公債費とか、だからそういうことを一つ一つ具体的に出していただいて、そのことが前提にある。今、私申し上げましたけど。それを前提にして、しからば16年度決算書がここにございますけれども、16年度決算での経常経費の総額は幾らになりま

すかというのが次の質問です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御質問の中身がちょっとわからなかったんですけども、今お聞きしましたら 101億円ということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 総額は101億という理解でよろしいですね。

そうしますと、先ほど市長が言われましたように、3割カットしたときの総額が70億になるというつじつまの合う話になるわけであります。

そうしますと、それを踏まえて、16年度をベースに3年間で30%のカットということでございますから、じゃあ3年間のそれぞれの各年度ごとの計画、何を、何のどこを何%カットするという計画はどうなっているんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先般の部長会議でこういった指示が出たわけでありましてけれども、各部課において、これから3年間の30%カットの計画を示すようにということで、それぞれの何が該当してくるかということこれから細かく調査をすると、現状、そういった段階でございます。今の時点においては、まだ何をどこまでということでお示しできる段階ではございません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今は市長の提案説明理由の冒頭で言われたように、指示を出したという段階であって、指示を受けて具体的な計画を各部で作成していくということはこれからだというふうな理解でよろしいわけですね。

とするならば、それは16年度をベースにして、というと17、18、19ですよ。だから17年度、計画、もう終わりますよ。今何月ですか。もう正月を迎えますよ。その段階でしょう。ですから、本来であるならばそういうふうな極めて基本に係る問題は、当初予算を策定する段階で、そのベースの年自体の設定も含めて、きちっと考えていただかなきゃいかん問題だと思うんですが、それはそれとして、いつまでに17年、18年、19年というのは各部で策定するんですか。具体的めどはいつですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これから平成18年度予算の査定が始まってくるわけでありましてけれども、その予算査定の段階で、全部とは言いませんけれども、今現在査定の段階でその計画が示せる分について、私の方では各課において計画を示すようにということで指示をいたしてお



ります。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 18年度の予算査定の段階で、全部とまではいかないけれども、一応出そうような指示を出しているという理解でよろしいですね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 全部ではございません。示すことができる計画の段階ということで、誤解があるといけませんので、すべてではございませんので、お願いします。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっとよく聞き取れなかったんですけども、各部が一斉に18、19という各年度ごとの目標とその内容について、予算の査定の段階までにやるべきであるという指示ではないんですか。五月雨で出すんですか。時間差があってもいいという指示なんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） やるように指示をいたしております。示すことができるように指示を出しております。ただし、まだ不確定の部分がございまして、現段階で示すことができる部分ということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど申し上げたように、年度の終わりに近づいた時期で、16年度をベースに17、18、19年度の3年間での3割カットの方針の定義自体、その時期の問題もあります。そして、その時期から具体的に今の計画を策定する、時期がまたずれ込んでいきます、実際ね。だから、そういうこと自体が実は問題があると思います。そのことはきちっと指摘をしておきたい。

あとは、そのことと関連して具体的にお聞きをいたしますけれども、今のことはそれでちゃんとやっていただいて、また報告をしていただきます、きちっとね。

7日の総括質疑の終了後の全協で配付をされました資料によりますと、施設管理公社に委託していた42事業のうち14事業が公共サービス（株）に移ることになっております。

そこでお聞きをいたしますけれども、じゃあ委託料がどの程度見込んでおられるんでしょうか。また、施設管理公社と比べて、どれだけの経費が節減できるというふうにお考えになっておられるんでしょうか。そのことについてお聞きをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御質問の件ですけれども、手元に資料がございませんので、ちょっ

とわかりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は一般質問の事前通告で、経常経費3割カットの根拠と具体的な内容についてということを出させていただいておるわけですね。ということは、受けとめる側は、今言ったように、例えば具体的には、この問題については経常経費の中の委託料について、どのようなものを3年間でどれだけカットしていくか。その委託料はこの部署ではどれだけ、この部署ではどれだけというふうなことで、具体的に計算をされて、総額が出てくるわけですね。だから、今は具体的には施設管理公社から公共サービス（株）へ委託する場合には、どれだけのことを考えて移したのか。移すということは、市長の発言の中では経費の節減にとっては公共サービス（株）の役割は大であるということをおっしゃっておりますからね。ですから、その発言を受けて今質問をさせていただいたと、こういうことであります。ですから、わかりませんでは困るんです。僕は、執行部の発言を受けて質問をさせていただいているんだから。違いますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、平成16年度決算からいきますと、御指摘にございました委託料については18億5,700万円という決算が出ております。ただ、この委託料の中で施設管理公社の方へどれだけということの細かい計算、分析をしておりませんので、その点についてはわからないということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 具体的な額については、今わからなければ後で報告をしていただければいいかと思うんですが、要するに何を言いたいかというところが問題なんです。

いわゆる寄附行為からはみ出す部分を株式会社の方に移すということであるならば、理屈的にもつじつまの合う話になってきます。しかしながら、施設管理公社の寄附行為の目的の内容にはまっていることで、（株）に出すこと、これを見してみる。要するに会社の方に出すものをずっと見てみても、地下道の管理事業とか道路パトロール管理事業、屋外広告物管理事業、ポスター掲示板等管理事業等々いろいろありますけれども、多くは管理の仕事なわけなんです。広報を配ることは、寄附行為から考えて（株）の方に移すということは、常識的に見れば、それはそうだなというふうに説明がすつんと一般的には入ると思うんですね。ところが、問題はこの配付をされた資料を全部、14事業全部を見てみると、その中の多くが管理事業なんですよ。となってくると、施設管理公社から（株）に移すことの意義がどこにあるのか。それは、市長の発言にもあったように、そのことによって委託料、つまり経費を節減するんだというところ

に行き着かなければいけないわけですね。だから、先ほど冒頭の質問をしておるわけです。

具体的な数字を出せないことについて、その点で詰めるようなことはしませんけれども、基本的な考え方をきちっと整理をするという意味で今質問させていただいた。別に個人をやっつけるとか、そんな気持ちは毛頭ございません。整理を一回きちっとして、どこが問題なんだ。この議論をするときに、施設管理公社から（株）の方、あるいはまた民間の指名競争入札に移していくという問題の中で、何を基準にして議論をしていくんだということの、そこをはっきりさせるという意味なんですね。ですから、そういう立場から質問をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それじゃあ、これはわかると思うんですが、今までの施設管理公社に委託していた42事業の委託料の総額はわかりますよね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 施設管理公社の決算書で御報告を申し上げますと、1億9,900万円でございます。これは平成16年度の施設管理公社の収支計算書ということで、決算額でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） また具体的なことは教えていただきたいと思いますが、同様に、これも具体的な数字は言えないのではないかと、先ほどの答弁を聞いておりますと思いますが、この資料によりまして42事業のうち21事業が指名競争入札に回すということになっております。とすると、そのことによって、どれだけの経費の節減を見込んでおられるのでしょうか。あるいはまた、その21事業の委託料をどの程度に見込んでおられるのでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の数値も今算定しておりませんので、これも数字をつかんでから御報告申し上げます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） これも質問することの意味ですけれども、要するに当てもなく、ただ漠然と施設管理公社から公共サービス（株）、あるいは民間へ、とりわけ民間の場合は42の半分の21事業を回すということはないと思うんですね。やはり事前に調査・研究をして、それを回せばこの程度になるだろうということを見込んで方針を提起しなければ、全く具体的な意味が、方針提起の段階で明らかになってこない。それで16年度をベースに17年、18年、19年、しかも17年度はもう年度末に差しかかっている。18年度の予算編成の査定をする段階であるとい

うことね。その位置なんです。時間の流れの中でのその位置がどこにあるかということをしつかり頭に置いていただかなきゃいけないということを行っている。

したがって、私が今申し上げている質問の内容に対しても、執行部がこの席で言えるのが本来、言えて当たり前。言えないというような提起の仕方が、言葉は悪く言えば場当たりのになっている、あるいは流行の、何でもカットカットカットと、そういう話になってくる。全く話は全然関係ないけれども、カットばっかじゃないですよ。住民のための公共サービスを提供するというのは、話はそれですけども、監査委員会の事務局でもそうですよ。今議会事務局と兼任ですよ。そうすると、今の時期に監査請求をしようと思っても、現実の問題として自粛しますよ。今、議会事務局の職員はみんな大変ですよ。だから、監査請求がいつ行われても、いつでもそれを受けられるような万全の態勢を常時整えておくということが、住民との関係において行政がやるべき責務になるわけです。それができてないということが、一つの具体的経験の中で特にわかったわけですけども、また新人の議員の方で、そのことを強調しておられた議員もおられますけれども、全くそのとおりであるというふうに思っております。

いずれにしてみても、そういうところがポイントでありますけれども、今度は別の角度から質問させていただきますが、関連してですね。

施設管理公社の関連ですけども、松野市長は公的施設の目的に沿うよう運営したいから直営にしたと。指定管理者制度では限界があると、こういう答弁をされておられますが、だとすれば、なぜ施設管理公社に委託していた21事業を民間企業に回すんでしょうか。直営という、新聞報道も直営にしたということを書く。そうすると、ある議員さんに聞いたんですけども、駐輪場のある方は直営、これで晴れて市の職員になれる、よかったと受けとめた方がおられたそうなんです。まことに素直な方だと思います。新聞報道で直営といえ、自分たちは施設管理公社の職員だから、直接雇用されるのが直営だという認識を持っておれば、これで市の職員になれる、条件もよくなるぞとなるんですね。そうしたらその議員さんが、いやいやそうじゃないと。半分民間の指名競争入札に回るんですよと。となると、どういうことですかとなるんですね。これもまた当たり前のその方の感情、意識だと思うんですね。

ですから、私が思うには、これは直営というふうに言っていますけれども、本質は直営じゃないと思うんです。私はやはり規制緩和路線の中の、要するに民間に市場開放していく。大きな話はたくさんしませんけれども、アメリカの圧力がある。アメリカの保険会社も、日本の市場をねらって入ってくる。簡保も民営化しよう、さあ上げたぞ。そこにちょこっと、端から日本の市場も入りたいと思っても、アメリカが来るな、来るなとやる。そうすると、今度は国内市場をどうやってやるか。公務労働をねらったと。公務労働を開放しよう。ところで、アメリカに押され、押された日本の市場が公務労働をねらって、そちらからの国内市場の開拓に乗り出している。そういうことが、結局は規制緩和路線なんですね。官から民への流れなんです

ね。そういうふうに私は思っております、今の流れをね。

完全に新自由主義という路線は、これは何回も申し上げておりますけれども、19世紀型の資本主義への逆戻りです。市場原理万能主義、自助努力、弱肉強食、これは19世紀型の資本主義だと。そして、その結果何が起こったかということ、社会的な不公平とか格差が広がって進化していったと。これではいけないから、国家も戸締まりだけちゃんとするように見張っておくと、国家は口を出すなという夜警国家から、20世紀になって福祉国家へと転換をしてきたのが歴史の事実なんです。そして、先ほど言ったようなアメリカにぼわれる、日本の資本もEUと競争しなきゃいけない。あるいは後発の資本主義国とも競争しなきゃいけない。生き残りをかけて戦わなきゃいけないという日本の資本主義の置かれた歴史的状況の中での体制的な再編なんです。

それを憲法を含めて国家体制として秩序を全部変えてしまう。そうしなければ、競争に勝たないという状況だと思うんですが、そういう流れの中できちっと瑞穂市という5万の小さなまちの中の、要するに経常経費節減の流れは、結局はそういう一連の流れの中で位置づけられるものだというふうに私は思っております。結論を申し上げますと、これでは直営ではなくて民営化路線そのものじゃないですかということです。

そうすると、言っておられることとやろうとしておられることは、まさに全く逆ではないですか。公的施設の目的にかなったように運営していただくために直営にするんだというんだけど、42のうちの21という半分が民間に回されていく、こういうことですね。

そして、これも間違っておれば市長に訂正をしていただきたいんですが、9日の厚生常任委員会で市長は、効率が上がれば将来的に施設管理公社も公共サービス(株)もともになくして、すべて民間に移してもいい旨の発言をされておられるそうであります。もしそれが本当であるとすれば、まさしく私が申し上げたように、直営ではなくて、まさに民営化路線そのものである。そして、非常にうがった見方をすれば、指定管理者制度は限界があるというんだけど、指定管理者制度の条例第5条の適用の問題、あるいは公募をやらなくても、特に必要があると思えば、例えば施設管理公社を候補者にして議会で議決して残すことができる規定になっていますね。つまり、5条適用で施設管理公社の問題はクリアできるんです、公的責任を担保しようと思えばですよ。ところが、それを使わなかったら、全部個々にゆだねるとすると、物差しが要る。もちろん指名委員会があるという話もありますけれども、条例の5条適用というものがあいながら、それを使わない。ということはどういうことなんだろうというふうにも考えが行ってしまうんですね。ですから、今申し上げたように、直営どころか民営化路線そのものじゃないですかということについて、市長、答弁をよろしくお願いいたします。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 今の一連の御議論は、指定管理者制度をなぜ使わないかということに

論点が行っていると思いますけれども、私はまず最初に財政の運用の中でいろいろと御意見がありましたので、その点について申し上げさせていただきますと、市として入ってくる金額は決まっているわけですね。それをできる限りいろんな施策に持っていかうと考えれば、経常経費をできる限り合理化して少なくしていくということで、結局ウエートを上げていくより方法はないと思うわけです。

そういう点から考えて、この経常経費30%カットということを指示しておるわけでございますが、今の施設管理公社と公共サービスの関係とか、そういう問題は少し指示しておる事項とは次元が私は違うと思っております。ですから、施設管理公社を公共サービスへ移す事業の案についてのお話と指定管理者制度を使う問題と二つ、今の御議論の中にあるわけですが、まず第1番に、施設管理公社と公共サービスの関係というのは、御指摘のとおり、施設管理公社というのは寄附行為に合った仕事をきっちりとやっていけばいいわけでございますが、公共サービスへその業務を移すということが必ずしもメリットがあるというふうには思っておりません。だから、移さなくてもいいじゃないかという点も私自身は思っております。

ただ一つ、公共サービスへという形で考えられることは、これは株式会社ですので、むしろ競争入札を導入した方がいいんじゃないかという業務については、そこへ指名業者の一人として施設管理公社が入っていくというのは、公社そのものの性格からいってそぐわないだろうと思っておりますので、その辺を考えた場合には、公共サービスに業務を持っていくというのもそれなりの意味はあるかと思っておりますけれども、私はその辺は施設管理公社と公共サービスの性格というものをしっかりととらえて、業務の委託というものを整理していかないといけない、このように思っております。

公共サービス株式会社の方でないと、例えば人材派遣なんていう業務は施設管理公社ではできませんので無理になります。それからもう一つ、施設管理公社には高齢者の方々の雇用の場を確保していくという一つのねらいも持っておるわけですが、この公共サービスの業務の中でそういう性格のものが構築できるかどうかということになると若干問題があると思っております。そのあたりの性格というものも考えながら、この二つの組織をうまく組み合わせて動かしていく必要があると、このように思っています。

それから指定管理者制度についてのお話なんですけれども、私は個々の一つ一つの業務を指定管理者制度でやるということは、私としては考えられません。指定管理者制度を使う場合は、その施設の運営を任せてしまうというのが指定管理者制度だろうと思うわけです。例えば一つの施設の中で指定管理者制度を使うといっても、例えばエレベーターはこの指定管理者にやらせる、空調関係はこの指定管理者にやらせるというようなことはちょっと考えられないんですね。一つの施設の中に二つも三つもの指定管理者が入っていくということは逆に考えられないわけです。そういう点を考えますと、私は指定管理者制度で施設の管理を指定する場合は、そ

の施設の運営そのものを委託する制度だというふうに理解をしております。

そういう点で、直営という言葉が適切かどうかは別にいたしまして、その施設の運営について市がしっかりと責任を持って見ていく。そして、采配を振るうということで直営という言葉を使っておるのではないかと私は理解しておりますが、そういう性格で見ていった場合に、各施設を見ていく場合に、運営すべてを任せるとということについては若干疑問を感じておりますので、それはこの前ちょっとお話ししましたように、施設の持つておる公共性というものが、運営まで渡した場合に損なわれる危険性があるんじゃないか。また、その施設を建てたときの目的から逸脱した範疇まで入っていく危険性があるんじゃないかという2点から、この指定管理者制度というのはどういうものかという解釈によってかなり、使うか使わないかという問題はいろいろと意見が分かれると思いますが、私はそう考えております。

それで、その施設の運営については市が直接やるというのが私の基本的な考え方です。その中には、今申し上げましたようないろんな業務がありますので、これは自分のとこで直接やった方がいいだろう、あるいは外注に出した方がいいだろうというふうに、それぞれ振り分け整理をしていきながら、それを外部へ発注していくという形で、その施設を動かしていくコストを下げていくという努力をしていくべきだと、このように考えております。

その場合に、施設管理公社、あるいは公共サービス株式会社の持つておる役割というのものも非常に大きなものがあるというふうに思っております。

それから、厚生席で効率がアップできれば民へ持っていくという点ですけれども、これは私、どの点での発言をお聞きになったのかなと思っておりますけれども、これは多分保育所の問題のときの議論の中ではなかったかと思っておりますけれども、一般論的に申し上げますと、公共のやっております仕事というのは、ただ効率だけではいけない。サービスの質というものがきちっと担保されていかなければいけないと、このように考えておりますので、そのあたりを考えて民へ持っていくということがどうかという問題だと思っております。要するにその辺がしっかりと担保できるかできないかということも、民へ持っていく場合の一つの条件の中には必ずセットしておかなければいけないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

ただ、何でもいから公共でやればいいんだという考え方は持っていないということもはっきりと申し上げておきたいと、このように思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） もう時間がございません。

いずれにいたしましても、指定管理者制度の導入の目的は、私が思いますには、本質的には公務労働の民間市場の開放だというふうに思っております。公的施設の管理運営を公的組織・団体に一元化するのではなくて、民間資本にも参入を許していく、そのための法律の改正であ

るという、ここまで来たんだなというふうに強く感じておるんですけれども、私は全く逆の考えですからね。公的担保をしなきゃいけない。その城を明け渡してはいけない。城を明け渡し始めたら、順番に外堀を埋められちゃって、中に入ってきちゃって、消費税と一緒に。一回3%だぞという、3%ぐらいならいいだろうと思ったら5%、それで5%ですうっと引きずっていて、消費税はまあいいなと思ったらどーんと10%と、今度は倍に上げていく。それが国民支配の仕方だと思うんですね。

そういうことから考えれば、指定管理者制度導入の背景、本質を踏まえながら、そして寄附行為に基づいた目的に限定をされていきます。そういう意味では、商法に基づいて設立された株式会社の目的、これは営利企業なんです。ですから、また目的が違います。そうすると、先ほどの人材派遣等々の事業も起こすことが当然できでありましょう。そういう意味でのすみ分けというのは必要だと思いますけれども、これは先ほど申し上げたように、管理運営、同じ仕事である。公的施設のですよ。それが施設管理公社から(株)の方に行ってしまうということについての理解ですね、これはなかなか難しい問題があるかというふうに思っております。

そういう関係についても、一応理解はしておるつもりなんですけれども、それを踏まえて執行部の、とりわけ市長の今後の考え方がどういう方向に行くのか。民営化の方向に行ってしまうのではないか、際限なくなってしまうんじゃないか。直営と言いながら、公的担保をするんだと言いながら、逆の結果を考えておられるんじゃないかということをお慮いたしますから質問をさせていただいておるところでございます。

それで、経費の削減の問題については、これは経常経費30%と書いてあります。けれども、予算全体、事業全体からすれば、何も経常経費だけじゃないと思うんですね。そこら辺の考え方についてはいかがでしょうか。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 歳出していくお金の中には、経常的な経費と投資的な経費とあるわけでございますけれども、この投資的な経費につきましては、それぞれの事業についての必要性、あるいは将来に向かっての方向性、そういうものが逆に一つ一つ十分に議論をしてされることだと思っておりますので、当然財政的に余裕が出てきたからといって、むやみやたらに投資をふやすということはあるべきではないと、このように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長(土屋勝義君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私が考えておりますのは、例えば経常経費だけではなくて、今の投資的な経費も含めて、例えば公共工事の見直しについてという柱を立てて、そのことについて調査・研究をする。あるいはまた、具体的に工事費のコスト縮減をする、設計や工事の施工段階で、技術はどんどん進んでいくわけですから、そういうことを踏まえて工期を短縮するとか、



工事費を節減するということはどうなのかとか、あるいはもっと言うと、入札制度の改善によって談合を封じ込めていく中で経費がどの程度削減できるのかという柱ですね。こういうこともあわせて考えていただかないと、例えば扶助費だと人件費だとか、そういうものはどんどん絞ってくるけれども、公共工事はどんどんやって、箱物はどんどん建っていくというような、それも不要不急のものがね。財産を買ったり、あるいはまた投資をしたりというようなことではいけないわけですね。だから、それは総合的に、トータルに柱を立てて考えていただきたいというふうに思います。

もう時間ありませんので、その30%カットの話は経常経費だけではないんですか。具体的には、今言ったような問題もあるんじゃないですか。それを総合的に柱を立てて考えていただかなければ、結果的には住民福祉を向上するためにそのお金をつくるんだと言いながら、住民福祉がどんどん切り捨てられていくようなことがあるとすれば、これは本末転倒も甚だしいことであるということをお願いしたいわけでありませう。

最後に、議会費の関係についてお聞きをしておきます。

議会費も30%カットの対象になるんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） いつも私は申し上げておりますけれども、議会活動につきましては、支障を来すような制約は考えておりません。だから、議会活動のための経費というものが、逆に市民がどう判断されるかという物差しだけで御判断をいただければいいんじゃないかと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議会の現状を考えますと、議会から上げてきたことを自分は断ったことがないというふうなことを常に市長は言っておられますけれども、議会事務局の中の実態も見ていただければ、議会図書室も十分整備はされていない、蔵書数も圧倒的に違うでしょう。20人の議員がいる割には、あの蔵書の数。そんなことをするぐらいならば、朝日大学へ行くか、県立図書館へ行った方が早い。もちろんそれだけのものをこの議会図書室でつくるわけにはいきませんが、それにしても議員控室もお粗末そのもの、議会事務局に日刊紙一紙すら置いてない。こんな議会が全国の市議会の中でどこにあるんでしょうか。少なくとも近隣の、今まで町であったところも含めて見たときに、そんなところはなかったように思います。要するに二元代表制の実態とはかけ離れたような状況にあると思うわけですが、それは議員の報酬の問題、議員の待遇に関連する問題だと思います。

瑞穂市の場合は、今回の国勢調査で人口が5万人を超えました。5万人ちょっとですね。5万規模の自治体の議員報酬の平均はどうなっているんでしょうか。これ聞きたいんですけど

も、もう時間がないですから、先にしゃべりますけど、平成15年12月31日現在の4万5,000から5万人の類似団体の議員報酬の調査結果については、これまで紹介をさせていただいたとおりであります。改めて申し上げておきますと、全国平均の4万7,032人、定数22名で、36万7,226円です。瑞穂市は、それに比べて11万2,226円低い25万5,000円です。これに対して、類似団体の三役の平均報酬は全国平均で74万6,176円であるのに対して、瑞穂市は74万6,667円で、数百円、全国平均を上回っております。松野市長は、議員報酬については横並びはいけないというふうにおっしゃられながら、三役は横並びと。それはおかしいじゃないかということをおまでも申し上げてきたわけですが、それについても市長は報酬審の答申を尊重するという大義名分で、私に言わせれば言い逃れをする。自分は下げてもいいですよと言いながら、報酬審の答申を尊重する。そして、提案権が自分にあるにもかかわらず、報酬審の答申のとおり提案をするということは、これはつじつまが合わない。社会で通用する論理ではないというふうに私は思っております。

特に市長に考えていただきたいのは、今議会でも全国市議会議長会の要請で意見書を上げることになっておりますけれども、地方分権化時代の議員をどう位置づけるか。今、28次の地制調で議論をしております。市議会議長の全国の代表がもう既に陳述を終えたりしております。その中で、議員というものの位置づけをどうするか。新しく公選職、住民に選ばれた。そうすると、例えば議員で行事とかいろんなことに行けますよね。夜だとか何とか。含めて、非常に議員の活動というのは議会の中だけじゃなくて、議会外も含めて非常に幅広いものになる。そのことによって、住民に対して交渉して、そういう公選職として位置づけて、対価についてもそれにふさわしいものにしていこう。報酬というのは名誉職に対応する言葉です、やっぱり。名誉職、報酬ですよ。もうそういう時代ではないと。専門職としてきちっと位置づけて、それにふさわしい対価も与えていこうという動きが、もう全国の市議会挙げて死に物狂いになって、今、頑張っておられるわけですね。

ですから、私は市長に、その流れと、市議会の動向を十分御認識をいただきたいというふうに思っております。

とりわけ、今度の21日には本業市が第61号議案ということで、議員の報酬を22万円から27万円に上げます。27万でも非常に全国的に見ると低いものだと思いますけれども、逆に瑞穂市が25万5,000円ということが非常にそのおもしろになっていると思います。しかし、時代の流れをしっかりとらえてやっていけば、そんなことで果して議員活動ができるのか。

現実に今の瑞穂市は5万人の市で、毎月の議員報酬が25万5,000円、手取りが19万8,000円。これで40代や50代の子育てや住宅ローンの返済に追われる一般の勤労者はとても生活することはできません。生活ができずして、どうして住民のために昼夜を分かたず活動することができるのでしょうか。金持ちや生活にゆとりのある人しか議員になってはいけないのでしょうか。

しよせん貧乏人が議員になること自体が間違っているのでしょうか。公民権の保障、選挙権や被選挙権の保障、これは一体どういう意味を持っているのでしょうか。

私は、そういう意味で最後にお聞きしておきますけれども、瑞穂市の議員報酬については再度市長の方で報酬審にかけて、今の流れを十分考えながら検討していただく、そういう余地はないのかどうかを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 報酬審は、それぞれの状況の変化の中で見直す必要があると判断したときに招集をお願いしておるわけでございます。そのような状況が出てきた場合には、それなりに開いていきたいと考えております。

議長（土屋勝義君） 以上で、西岡一成君の質問を終わります。

ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 堀 孝正君の発言を許します。

堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番の堀でございます。

いよいよ2005年、平成17年も押し迫ってまいりました。この瑞穂市議会定例議会におきましても、一般質問も最後になります。平成17年の締めを私の方でさせていただきます。そんなことにおきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、昨年の9月議会におきまして、朝日大学を最大限に活用して活力のあるまちづくりを考えておられるかどうかということにおきまして、行政がパイプ役となり、大学の調査・研究のノウハウを生かして、市内企業とタイアップし、ベンチャー企業の創出ができないか。また、この大学の学生さんを中心とした瑞穂市ならではの一大イベントが企画できないか、こういった質問をさせていただきました。この質問に対しまして、政策推進でございます青木市長公室長の御答弁は、大学と市が協力し合って、活力あふれるまちづくりを行うことは重要であります。市は、大学の知的財産をまちづくりに活用するとともに、大学側にソフト面、ハード面で協力することで相乗効果で発展し、明るい未来が開けると考えておりますと、こういう御答弁をいただいております。このことにつきまして、その後、いつだれがどのように大学側と折衝されたか、お話し合いをされたか、その点から質問をさせていただきたいと思います。

それでは、自席に戻って質問させていただきます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今議員がおっしゃられたように、朝日大学は瑞穂市のまちづくりに欠かせないパートナーだと考えております。

昭和46年4月に朝日大学の前身であります岐阜歯科大学から数えて34年たちました。その間、お互いの協力体制の中で、お互いの立場を尊重しがてら現在の姿があるわけでございます。

現在は、総合計画の策定を進める中、審議会の会長に長坂朝日大学学長さんをお願いし、その英知を拝借しまして瑞穂市の10年の計画の御審議をいただいております。

この計画の中で必要なことは、壊すこと、残すこと、つくることから考えることがまちづくりの第一歩だという前提で学長さんが発唱され、現在進められております。

既存の概念にとらわれることなく、新しい発想が必要でございます。このような考えの中で総合計画は策定されておりますが、朝日大学との関係にもお互いに相乗効果が生まれる関係を保つことが、さらにこれから大切であるかと思えます。

今の質問の第1につきまして、ソフト面のつながりを大切にいたしまして、この前も申し上げましたけれども、現在、大学院に職員が1名通学しておりまして、2年間で多くの知識を習得するものと期待をいたしております。

また、朝日大学からは、今年度もインターンシップとして多くの学生が市役所での実際の行政を現場で研修をいたしております。

教授の市への派遣につきましては、シンクタンク機関として述べました総合計画審議会を初めといたしまして、各種の委員会、審議会に参加をお願いしているところでございます。

また、行政側から職員が学校に出向き、現場の実行面からの学生の講義にお手伝いするなど学校、行政お互いに補完できる体制づくりができるかと考えておりまして、現在、大学の教授等と話し合っておるところでございます。

なお、大学の無料法律相談に、現在さばき切れないほどの多くの市民の方々が利用されていると聞いております。市民の困り事とか相談事などの一助になります、例えば成人後見人制度とか、高齢者に対する犯罪防止、乳幼児の問題等、時事に合った講演会、講座などを大学とも協議しがてら、今後進めてまいりたいと思えます。この前も電話があったわけでございますが、近々、またこのような講座を設けたいという電話がございましたので、今年度3月までには一度講座は開けるかと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 私が今お尋ねしたのは、昨年9月、私が質問させていただいて、学長には審議会の委員となって意見等々していただいているということでございますが、事務的に総務部あたりと実際に細かいいろんな面についてのお話し合いをされたかどうか、そのことをちょっと伺いたい。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 先ほども言いましたとおり、大学の、ちょっと名前は忘れましてけれども、今、私どもの職員が大学院へ通っております先生、また先ほどの法律相談等で榊原先生だったと思いますけれども、その方と電話等でやりとりして進めているところでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 市には、御案内のように政策推進課がございます。また、昨年でありますと政策推進チーム、この庁舎の 3 階に多くの職員がお見えになったわけであります。私は、そういったメンバーが早速大学へ出向いて、そういった話し合いをなされたかどうか、そのことが確認をしたかったわけであります。

なぜ私が再度、この問題について質問しているかを申し上げたいと思います。

さきの国勢調査によりまして、本市の人口は 5 万人を超えたとはいえ、地方の小都市でございます。その小都市の中にございまして、歯科を中心としました総合大学でございまして、地域社会において土地利用、駐車場、アパート、マンション経営にも大きな経済効果をもたらし、さらには商業関連の経済効果も大きいものがあると思うわけでございます。

何と言っても、こういった小都市の中に大学があると。学園都市と、そういったことも大きなイメージアップにつながっておるのではないかと。また近年、この大学はスポーツ部門においても大きな成果を上げておることも御案内のとおりでございます。フェンシングにおかれましては 3 年連続で全日本のチャンピオンでございます。大学野球におきまして、中部地区の代表として、神宮球場の方へも行っておられるわけでございます。さらには女子卓球、まだほかのスポーツもございしますが、すばらしい成績をおさめておられます。この瑞穂市の一つの名声も上げていただいているわけでございます。実は 11 月 3 日の文化の日にも、その方を市長が表彰されておるといところでございます。こうした大学が地元市の中にあるということは、市民としても名誉であり、本当に喜ばしいことではないかと思っています。

市長は、このことについてどのように受けとめておられるか、簡単に一言お伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 朝日大学の存在ということにつきましては、私がいつも申し上げておりますように、この瑞穂市には三つの宝があるということで申し上げています。その三つの一つが朝日大学でございます。そういう意味で、私はうちのまちとしても最も誇れるものであり、それと同時に町の形成の中で大きなポイントを占めておるといふふうに思います。

それで、大学の活用の問題につきましては、行政としての活用につきましてはいろいろとお話もさせていただいているかと思っております。また、地域との活用につきましては教育長からいろ

んなお話を申し上げるかと思えますけれども、何分にも文科系の大学でございますので、技術的な面ということになりますと歯学部しかないということになります。そういう点で、企業との連携、技術的な開発とか、そういう面での連携ということになると非常に難しい問題がある。むしろ経営の指導とかアドバイスとか、マーケットの調査とか、そういうことであれば大学の経営学というものがそれなりに機能してくれるかと思えますけれども、そのあたりはちょっとまだ連携をさせていくだけの役割を果たし切れていないというふうに思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） ありがとうございます。

私は変わりますが、現在、岐阜県の市の中におきまして、今の20市あるかと思えますが、一番元気で活力ある市はどこだと思われませんか。市長公室長に伺いたい。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） やはりこの前の国勢調査でもありますように、人口が伸びているところだと私どもは思っております。その市町村によって一長一短はあると思えますけれども、活力といいますと、やはり人口が伸びているところだと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 特定の市を上げてお話がなかったわけですが、私は現在、この岐阜県内で一番元気で活力ある、財政的にもまちの姿も変わって、元気があるのは各務原市だと思っております。その今一番元気があります各務原市に、さらに活力を持ちたいということで、まちづくりの一番大切なものは若い人が入ってくることが必須条件であるという考えから、今度、平成18年4月1日の開学で中部学院大学を誘致されたことは皆さん御案内のとおりだと思います。

この各務原市は、大学に対する支援をどのようにしておるかということでちょっとお話し申し上げたいと思います。

用地におきまして2万280.33平米を21年間の無償貸し付けをする。また、建設事業費の補助金、学舎といいますか、建物全体で約8,000平米で16億円、また周辺整備、そして備品等々で約20億円、そのうちの約4分の1の4億6,000万円を補助金で出されて、さらには三つ目としまして、スクールバス運行に必要な停車場等の整備及び学生に必要な駐車場の確保を支援する、こういったものに取り組んでおります。あれだけ活力あって一番元気のあるところが、さらに大学を入れてもっと活力を生みたいと。

実は、ここに中部学院大学の誘致についてということで、今申し上げたいろんな支援の協定書、さらにはその中身、場所はどこか、さらに補助金の根拠、過去10年で新しく大学を日本の

中でつくったところの事例を挙げて、どのぐらいまで補助金を出すかと。こんなところまでして、各務原の友人の人に聞きましたら、事務局から私のところに送ってもらった資料でございます。こういうのも見ていただきたいと思います。

もう一つ、この各務原におきましては官学連携事業としまして取り上げておられます。さらに、各務原市は緑の都市賞を岐阜県で初めて受賞された。今までは、政令都市しかこの賞は受けなかったそうではありますが、実は今回初めて中核都市以下の15万都市で初めてだそうです。公園の整備、駅前広場の整備、道路の整備で、街路・植樹帯の整備等々、すばらしい成果をおさめております。そんなところから、緑の都市賞を受けられた。これも新聞にも載っておりますし、本当に誇れること。そこに、今申し上げました官学連携事業として、千葉県の多摩美術大学を初めとしまして複数の大学と連携して、緑の公園とか街路等、そういったところに彫刻を美術大学として設置して、さらに文化都市の向上をさせる。本当に今官民一体となって、市民と一緒に、さらにすばらしいまちづくりをされておると。

そこで、私が何が言いたいかといいますと、各務原市におきましては、大学を誘致して、今申し上げたように、さらに市を活性化させたい。また、大学と連携して市を活性化させたいと努力されている。

そこで、この瑞穂市の中には朝日大学があるわけです。この大学を最大限に生かして、連携・協力してまちづくりができないか、このことをお答えいただけないかということで、先ほど市長公室長に申し上げました。やはり事務的に総務部あたり、朝日大学の上の方の学長あたりでなくて、事務的にそういったところと、何を抱えておるか、何をしておるか、こういった話し合いをされたかということが聞きたいわけです。そのことについてちょっとお答えいただきたい。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 先ほど申しましたようなところで話しておいて、まだ実際の中身までは入っておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 本当のことを言っていただきました。ありがとうございます。

私が思いますに、この朝日大学の前身は岐阜歯科大学で、先ほどお話がございましたとおりでございます。うまくこの大学を瑞穂市が、歯の健康のまち瑞穂市とか、中学校、小学校、幼稚園、この大学の関係とうまくタイアップ、また医師会ともタイアップしまして、そういったイメージの瑞穂市にならないか。また、この大学は国際交流の推進が盛んであります。この大学の一式、お持ちだと思いますが、これを見ますと相当国際交流をやっておられます。こういった関係も、やはり大学と中学校、小学校、こういった面で国際交流の中でホームステイ、こ

れは市民との関係もございませう。こういう国際交流のまち瑞穂市と、大学とうまく話し合ってやったら、今相当やっておられます。ところが、ホームステイなんかは全然地元とできておらんということで、フォーラムホテルで1泊、そういう形でやっておるようございませう。ですから、これからそういう形で国際交流のまち瑞穂市でできないか。

三つ目としまして、大学におきまして、現在種々の調査・研究、これは私は学長の講演を聞いて、先ほど市長からお話ございませうけれども、技術的ないろんなものはあまりというのございませうが、調査・研究されておるということで、ある分野においてはいいノウハウがあるようなことも聞いた。市内の企業と、官と産業界、そして学が連携をとって、何かベンチャー企業のようなものが創出できないか。そういったことを私は考えるわけございませう。

そういったまちづくりをやろうとしますと、いろいろ考えられるわけでありませうから、ぜひともそういう話し合いを、政策推進チームとして行って、どんどんと向こうと話し合いをしていただきたいと思うわけでありませう。

今度は視点を変えまして、今まさに少子・高齢社会でございませう。先日、国勢調査の結果も発表されて、国・県の人口は着実に減少いたしておられます。そのような中におきましての大学運営、特に学生募集においても厳しい環境下にあると思うわけございませう。市のデータブックによりますと、大学生の数が平成9年、1997年におきまして4,546、教職員は776名、13年で、これは2007年ございませうが3,232人、教職員が808人。ことしの17年で2,567人の大学生、そして教職員が754名。この教職員の中には附属病院、そして岐阜の村上記念病院、さらには歯科臨床研究所の教職員も入った数でございませう。こういった教職員は変わりませうが、学生の数におきましては大きく減少しておるわけございませう。

そのような中におきまして、入学募集時におきまして、周りのどこの学校でも入学する前に受験校の下見、調査も受験生におきまして親におきまして、キャンパス周辺の環境調査等も、どういう環境のところにあるかと思って見に来るわけございませう。

実は、私は大学を訪問してきませう。先ほども室長が1年間の間に事務的に行かれたかどうか、それも聞きたいがために大学へ行ってまいりませう。事務的にはだれ一人として来ておられんということでございませう。こういったことも説明してもらい、いろんなことも聞いてきたわけございませう。

その懇談をしてきた中におきまして、一番は大学の周辺ですね。はっきり申し上げまして、過去この20数年間、ことし初めて北方・多度線が開通しませう、4月に。それまで20年間ぐらいい、周りの環境はほとんど変わっていないという状況であるということ。今も申し上げませうように、事前調査に来ませう学生、また親が、いい環境の中にキャンパスがあるかどうか、いい中にあるなと感じるような周辺の整備は、はっきり申し上げて行政しかできませう。私は、そういう中で行政としてどういう支援ができるかということを実際に考えて、もっと環境の支



援ができないかということをおもうわけでございます。

そんなところから、私は実は実際に自分で歩いてみようと思ひまして、周辺二、三カ所に車をとめまして歩いて見てまいりました。キャンパスの南側は調整区域で田んぼになっております。ここには二、三本農道がございますが、この農道は途中まで舗装がしてございますが、全く戦後の道路そのもので、途中からは舗装もされておられません。拡幅もされておられません、行き当たりましたら水路に当たります。その水路の周辺にはヨシが繁茂しておひまして、こんなところで犯罪が起きないかというような心配するところが、実際に歩いてきて感じたわけでございます。それが実態でございます。

また、キャンパスの裏側、これは西側になりますね。水路に、そして中川の堤防がありまして、挟んで西側にも学舎があります。その学舎へ行くのに、大きく橋を越えて回っていかなくてははいけない。あそこに何とか歩道橋ぐらい、そんな架橋ができないか。

そして、私は中川まで長靴を履いていきましたのをおりて、この川ははっきり申しまして汚れております。油が浮遊しております。本当にリバーサイド、もう少し河川整備ができないか、こういったことも思ひました。

そして堤防道路は、市としまして桜の木が指定されました。本当に指定したのでありましたら、学園の裏側の環境整備、桜並木にして植栽して、斜面の整備もしてあげて、天端の舗装、やはり歩けるような歩道にして、一般市民も安全で安心して散策できるような形態に環境整備ができないか。私は、こういったものが一つの行政の支援ではないかと。これは実際、自分たちで歩いてあの周辺を見ていただきたい。そのことを特に強く感じました。

そこで、さらにあの学園を中心としまして、少し橋を越えていきますと、ヤナゲンFALを初めとしまして商業集積がございます。あのヤナゲンの南側の水路を一本とりましても、オープン水路で物がいっぱい。今はありませんけど、自転車が捨てられておったとか、あんなところ。それが商業集積の中心の実態でございます。これを本当に市の関係している者、これを見て何も感じないのか。学舎の周辺を含めて、こういった環境整備を、本当に町の中も変わってきたと。私、瑞穂市、ちょっともそういう面では環境が変わっていないと思ひます。一遍、市長もっと現場へ出て、実際歩いて、本当の市民のためのまちづくりをやってもらいたいということをお自分に歩いてみて思ひましたので、そういうことについて関係しておる都市整備部長、そこら辺、自分にどう思っておるか。私が言ったことに対して、ちょっとお伺ひしたい。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 大学周辺と言われましても広い範囲がございまして、特にヤナゲン付近の集積でございますが、見ておるからに、付近には学生のアパートがすごくございませぬ。そこの中から非常に、これは言っただいかわかりませぬが、不法投棄される方が結構見ると。我々は環境をつくることも大事ですが、まず環境を汚さないというのが市民にあって、

そこで例えば堤防道路につきましても、緑の草が生えておると、自然的に。そういう自然を守っていくというのも現在の法でございまして、その観点から言いますと、都市を守っていくには、やはり市民が、みんながそういう気持ちを持ってやっていくことによって、自然に環境はよくなると考えておりますので、特定の施設に対する整備ということは、今のところまだ限定していませんが、きのうも言いましたような交付金事業の中でできる環境整備、あるいはバリアフリー、そういうものも含めて遊歩道計画等をやっていきたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 部長も、今までのいろんな人の質問に対しての答弁と同じことで、モラルとか、きれいなところにごみをほからんです、はっきり言って。汚いからほかるの。やはり環境を全然整えようとしていない。本当の誇れるようなところがないんですね。だから、私はキャンパスの中心として環境を整えてあげるということは大事ではないかということをおるのであります。

いずれにしても、時間もだんだん、まだ後がございましてあれですが、一番、今大学側が真っ先に要望されていることは何かと申しますと、安全で安心なまちですね。キャンパス周辺、特に玄関入り口の表通り、北方・多度線が開通して、この道路は防犯灯、街路灯が実はないんですね。道路の東側に駐車場がございまして、ここに行くまでに、今は女子学生が 400 名から 500 名おります。夕方ですと 1 人で駐車場へ行くのが怖い、この意見が物すごく多いということでもあります。これは、大学ができることではなく、行政の関係することでもあります。あの路線が開通するときに、私も気がつかなかった。気がついていれば言うんでしたけれども、幸い当市、県から中島調整監に来ていただいております。何とか早速あの道路に防犯灯、街路灯を設置していただいて、本当に明るくて、環境のよい安全で安心できると思えるように、あの通りの整備をお願いしたい。このことを、せつかくでありますので、調整監、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 北方・多度線を含めまして、朝日大学周辺の整備につきましては、一度よく都市整備部の中で考えていきたいと思っておりますし、照明灯に関しましては県道ということで、私も一度早急に現場を見まして、自分の目で確かめながら、県の方へ要望していきたいと思っております。

ちなみに、今正面で横断歩道ができておりますけれども、その部分には 1 基つくるようにしておりますけれども、それも踏まえまして全体を見て検討し、要望していきたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番(堀 孝正君) ありがとうございます。

実は私、夜危ないということですから、自分にさきおとついで、夕方行かして、実際にこの駐車場の方においたら、ついた道のくろですね。本当にこれは何か事件・事故が起きても不思議でない。女の人にしたら怖いだろうなということを実感してまいりました。ぜひとも市の方からも強く要望していただいて、これは県道でございますので、早く実現するよう、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、この問題につきましては最後になりましたが、この大学は図書館も立派でございます。この図書館、一般に開放されております。これは市の広報で大きく情報公開されておるかどうかわかりませんが、月曜から金曜日までは9時から22時まで、午後10時まで、土曜日が9時から16時まで、蔵書としまして和書が16万部、洋書が13万部、雑誌が3,600あるようでございます。図書館の中も相当整備されていいように聞いております。市民の皆さんにも開放されておるといってございまして、先ほど市民無料相談室ということも大事です。やはりこういうこともどんどん市として広報を使ってPRをしていただきたいと思います。

先ほどの周辺整備につきましては、瑞穂市の市議会の産業建設委員会、または夢のまちづくり特別委員会がございまして、こういったところで取り上げて、ぜひとも早く実現できるように取り組みをお願いしたいと要望しておきたいと思っております。

これで、大学関係におきます質問はひとまず終わらせていただきます。

それでは、第2点目でございます。

日本経済が、バブル崩壊いたしまして、長い低迷が続いておりました。それから10数年、この企業におきましては合併、さらにはリストラ等を重ねまして、ようやく日本経済も、大企業におきまして、また金融機関におきまして景気の回復の兆しが見られるような決算状況が発表されております。そういった中におきまして、まだまだ中小零細企業におきましては、その域を脱していないと私は考えております。

けれども、こういった国際社会、世界の中での国民生活のレベルの水準は、これまでに世界30数カ国、5大陸を実際に見聞してまいりまして、決して生活水準は悪くないということは感じております。そういった中におきまして、何といたしまして市の活力、そして元気、活性化は、また地域社会の中におきます商工業に従事されている皆さん、また農産物、花卉園芸分野の皆さんまで、元気に活性されまして初めて市が元気になると言っても過言ではないと思っておりますし、また福祉の向上が図られると思うわけでございます。

合併して、瑞穂市が誕生して2年7ヵ月が経過いたしております。そこで、行政としまして、この瑞穂市の特産物としまして、農業関係、また商工ございまして、中でこういったものが特産物であると把握しておるか、そのことについてまずお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 瑞穂市における特産物でございますが、今私の方で瑞穂市散策路ということで、観光パンフレットをこつこつと作っております。特に旧巢南庁舎、穂積庁舎の窓口とかプラントの情報コーナー等でPRしております。このパンフレットに紹介しておりますように、特産品には発祥地でもあります富有柿、先ほどの花卉類、バラとかサボテン、ラン等の農産物がございます。大体以上のようなものでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、観光パンフをつくりながら、特産品とすれば生産物で発祥の地瑞穂になります富有柿、また花卉等ということでございます。また、商工業でも、それぞれにおきまして特産のものをやっておられます。そういうことはなかったわけでございますが、まずこういった把握されていることを市民に情報公開をしていただきまして、市民にまず認識をしていただき、知っていただくと。そして、それを市民に消費、また活用してもらいながら、対外的に行政としてどのようなお手伝い、PRができるかといったことをお考えになっておるか。また、取り組んでおられるかをお尋ねしておくわけでございます。そのことについてお答えいただきたい。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市民に向けましては、特に先月、巢南フェスタ等で特産物、あるいは種子の提供をお願いしまして、市内におきましてはPRをしております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 私は、そういった把握したものを広報というか、別のもので、全世帯に、こういった特産がございます。農業に関しては、また花卉園芸に関しては、さらには工業関係についてはということで、そういうものをつくって市民にPR等ということをお願いいたします。

きょう、本当は午前中に松野議員より柿の振興策についての質問をされる予定だったんですが、時間の関係でなかったわけでございます。

先ほど部長の方から富有柿の発祥の地のことをおっしゃいました。実は、本年のような柿の価格でありますと、農家の生産意欲は全くなってしまうような価格でございました。この状況が年々続きますと、柿畑も荒れ地となってしまうのではないかと。そうすると、えらいことになる。そこで、この富有柿一つとりましても、消費拡大につなげるような行政支援ができないかということをお尋ねしたいと思います。

この瑞穂市の中におきましては、豆乳の紀文という、全国ネットで販売されている企業もご

ざいます。こういったところなんかと技術提携ですね。これは例えばの話ですよ。柿とポテトをなにした柿ポテチップスとか、こんなようなものに加工してブランド化して、そして消費するような、そういう支援が考えられないかということをお尋ねをするわけでございます。その点についてどのように思われますか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 柿に対しましては、午前中、松野議員のお答えの中で言うつもりでしたが、特に今言われたように、柿の価格が非常に近年下落しておるということも承知しております。ことし特に天候のことでもございまして、その中でうわさによりますと小さい柿は全部市場ではカットされたということを聞いております。そういう中で、行政としましては、先般、9月議会でもお話しさせていただきましたように、柿産地の構造計画に基づく支援の補助金を設定しております。そういう中で、先ほど言いました拡大につきましては、今後、そういう振興会等がいかにみずからの生活を守るため、経営安定のためにどうしていくかということも、県と行政でもって支援をしながら、振興会等へも助成を行っております。その中には、消費拡大で東京京浜、あるいは名古屋とか阪神方面へも、市場の開拓もやっておられます。特にそういうことで、もう少し入りますと、これからは安心して安全な柿だということで、18年からフェロモン剤による減農薬、あるいは減化学肥料ということで、それも普及センターとともに支援しながら普及に努めてまいりたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 部長もなかなか分野が広いものですから、本来は建設部門のあれですから、こういう質問も本当にあれだと。そういう中で、いろいろ勉強してお答えをいただいております。

いずれにしても生産者、そして振興会、さらには農事試験場、そういったいろんな企業等のタイアップして、何とかうまくほかのことにできんか。そういうことが創造できないか。そういったこともみんなで知恵を出し合っしていきたいと。そんなところから御質問をしておるところでございます。

さて、時間がございませんので、次の質問に移ります。

市内の商工業の業種別のPRについてということでお伺いしたい。

この瑞穂市内におきましては、全国ネットで企業展開をされている会社、また全国でその分野で大きなシェアをお持ちの会社もあるように聞いております。そうした企業紹介を、先ほども言いましたように、市でまとめまして、市民にこういう企業があるということも、合併したわけでございますから、自分たちのまちの中にはこういうものがあるのかという紹介も行政が中心になってつukれないものかということでございます。

実は私、ある企業で、うちの会社なんかは自治会長さんにしても、学校の社会見学で、そういうものにぜひとも工場見学してもらいたい、ぜひとも来てもらいたい、そんなものも実際に聞いております。だから、そういう業種別の調査もして、会社とも打ち合わせて、そういったことができないか。子供たちも、社会勉強しましたら、自分も将来はこういうところに入ってこういうことをやりたいとかいう魅力、また一つの夢が出てくるわけですから、そういったことができないかということをおもうわけでございます。そうした企業紹介、PRを、社会見学をしてくださいということ。そこで、業種別企業の市民へのPR、また優良な全国ネットでやっているような、穂積の駅のプラットフォームのところに対外的にPRする。また、市内で使う事業においては、その企業の資材を使う。実は、翔の会の会長がよく、プラスチックの大きな企業が全国ネットでございます。あそこの中で側溝のふたもつくっておるそうでもありますね。軽くて丈夫いんですね。だれでも持てる。あれを、この通りはこの色で色分けできる。こういうものを利用して使ってあげて、さらに伸びてもらおうとか、こういうこともできないかということ私は思います。これも時間がないですから、答えていただかなくてよろしいですが、所管のところはこういう研究もしてもらいたいということをおし上げておきます。

次に最後であります、商工会の合併についてお尋ねをしたいと思います。

過般の新聞におきますと、この瑞穂市より9ヵ月余り誕生のおくれました本巢市におきまして、旧4町村におきます商工会が合併の調印をしたとの報道がありました。なぜ瑞穂市はいまだに合併がなされないのか、疑問に思っております。

商工会の基本理念に、商工会は言うまでもなく、会員の参画により自主的な運営を行うものである。この組織がだれからも強制されるものでなく、地元商工業者の意思で云々ということがありますが、余計なことは言いたくございませんが、市として旧の穂積町の商工会に八百何十万、巢南町の商工会に八百何十万、補助金を出しておりますから、なぜできないのか。これまで、商工会は地域社会におきまして、特に旧の巢南の中におきましては、商工会の行政とのかかわり、春の桜まつり、さらには秋のふれあいフェスタ、こういった大きな行事も積極的取り組んでいただいて、町民・市民との触れ合いの場も取り組んでいただいております。そういったものが、巢南と穂積が一つになって大きくなって、お互いの商工を発展させていただきながら、そして市とのかかわりを持っていただいて、もっと元気になってもらって、そして市も元気になる。そういったお力添えがいただきたい。そんなところから、今どようになっているか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 商工会の合併につきましては、昨年4月以来、私たちも出席しております合併協議会ができて以来、8月25日までに6回の開催がございました。そんな中で、合併による認可要件である商工業者の数の2分の1の会員加入率が現在達していないという問

題で、この課題が大きく影響しております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 大体そういうことだということでございますので、深くは申し上げませんが、私、こうやって一般質問させていただきまして、この答えをいただく所管の部長といいますと、建設にたけておる部長が全く関係ない分野も所管に入っておりますから答えなくてはいいけない。

私、ここで議長にも申し上げておきたいと思いますが、この議会の一般質問あたりにおきましては、質問者によりましてそれぞれの分野がございます。ですから、都市整備部長のところには産業関係、またそれに取り組んでおる課長を入れていただく。そして、そのことについてはそちらからしてもらおうと。そうすると、課長も育ちますし、自分がしっかりやらなくてはいいけないという意欲もわいてまいります。そして、議会との関係、緊張感ができまして、しっかり取り組まなくてはいいけないという意欲もわいてくるわけでありまして。ぜひともそういうことを考えていただきたい。職員を育てる意味におきまして、一般質問の場合、そういう専門に課長もその質問の内容によりましては同席をさせていただき、そういうことを考えられないか。そんなことも今後の課題として、議長としてお計らいをいただきたいと思っております。

きょうは、朝日大学をうまく、あるものを最大限に活用して、そしてこういう市にするんだというキャッチフレーズが持てるように話し合っでできないかということですね。それには、行政としてどういう支援ができるかできないか、こういったことですね。さらには、今申し上げました企業、商工会がございます。行政として、そういう業種別のいろんな企業がございますので、こういうのがありますよとまず市民にわかるようにしていただきながら、自分とこのまちはこういうものもあるんだねということがわかるものをつくっていただくということも考えていただいて、そして市民、商工業者、行政が一体となって、まさに行政・政治には夢がなくてはいいけない。その夢を実現させるも行政・政治であります。夢のないような行政はだめです。こういうまちにするんですよとって夢を与える。市民と協働で、まちづくりを進めていかななくてはいいけないということを申し上げまして、私の17年最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 以上をもって、一般質問は終わります。

---

#### 散会の宣告

議長（土屋勝義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 2 時32分

